

第二期福岡県国民健康保険 運営方針

2024(令和6)年4月

福 岡 県

第二期福岡県国民健康保険運営方針 目次

基本的事項

1 策定の目的 1
2 策定の根拠 1
3 対象期間及び検証・見直し 1
4 P D C A サイクルの実施 2
5 S D G sとの関係 2

第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

1 医療費の動向と将来の見通し 3
2 財政収支の改善に係る基本的な考え方 9
3 赤字削減・解消の取組 11
4 財政安定化基金の運営 13

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準 の平準化に関する事項

1 市町村における保険料の賦課状況 16
2 保険料水準の統一 17
3 納付金及び標準保険料率の算定方法 18

第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

1 保険料の収納状況 22
2 収納率目標の設定 25
3 収納率向上のための取組 27

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1 レセプト点検の充実強化 29
2 療養費の支給の適正化 31
3 第三者行為求償事務の取組強化 33

第5章 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

1 医療費適正化計画との関係 35
2 県民の健康の保持の推進 35
3 医療の効率的な提供の推進 40
4 その他の医療費の適正化の取組 42

第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

1 これまでの取組等 43
2 今後の取組等 47

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携 48
2 国保データベース（K D B）システム等情報基盤の活用 49

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他 50
--------------------------------	----------

資料編

..... 51

基本的事項

1 策定の目的

2015（平成 27）年 5 月に成立した「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 31 号）」により、2018（平成 30）年度からは、都道府県が、市町村とともに国民健康保険（以下「国保」という。）の運営を行い、財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うことで、制度の安定化を図ることとされた。

一方、市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かい事業を引き続き担うこととされた。

このため、県と市町村が一体となって、国保の保険者としての事務を共通認識の下で実施するとともに、将来の保険料水準の統一を見据えながら、住民サービスの向上等を目指して、県等が行う安定的な財政運営と市町村の事業運営の広域化、効率化を推進できるよう、本県における国保の運営に関する統一的な運営方針として、2018（平成 30）年 4 月に「福岡県国民健康保険運営方針（対象期間：2018（平成 30）年度～2023（令和 5）年度）」を策定した。

今般、法令改正等により運営方針の記載事項が見直されたことや、今後の被保険者数の減少、1 人当たり医療費の増加といった国保を取り巻く環境の変化に対応し、国保制度の安定的な運営を図るため、「第二期福岡県国民健康保険運営方針（以下「運営方針」という。）」を策定する。

2 策定の根拠

国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）第 82 条の 2 の規定に基づき定める。

策定にあたっては、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 9 条第 1 項に規定する都道府県医療費適正化計画との整合性を確保する（法第 82 条の 2 第 5 項）。

3 対象期間及び検証・見直し

2024（令和 6）年 4 月 1 日から 2030（令和 12）年 3 月 31 日までの 6 年間を対象

期間とする。

県は、運営方針に基づく取組状況等を毎年度把握し、市町村、福岡県国民健康保険運営協議会及び関係機関等と情報共有を図るとともに、3年ごとに検証を行い、必要な見直しを行う。

4 P D C A サイクルの実施

(1) 県の役割等

県は、県が担う安定的な財政運営や、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化の取組を推進するとともに、市町村が行う国保事業の実施状況について、市町村も含めた関係者に対し、必要な指導・助言を行う。

(2) P D C A サイクルを循環させるための県の取組方針

県は、レセプト点検、第三者行為求償事務、保健事業等をはじめとする市町村の国保事業に関し、これまでと同様、好事例の収集、ノウハウの共有、費用対効果の分析を進め、各市町村へ情報提供を行う。

また、それらの分析情報等を踏まえながら、事務打合せ等に際しては、各市町村で事務の改善に資するよう具体的な指導・助言に努める。

あわせて、運営方針に定めた事業の進捗状況等について、県と市町村の協議の場として2018（平成30）年度に設置した「福岡県国保共同運営会議」において、定期的に把握・分析し、運営方針の見直しにつなげていくものとする。

5 S D G sとの関係

S D G s（Sustainable Development Goals）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、2030（令和12）年までの達成を目指す国際目標である。17のゴールと169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済、社会、環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むこととしている。

運営方針は、ゴール3「すべての人に健康と福祉を」をはじめ、ゴール5「ジェンダー平等を実現しよう」、ゴール8「働きがいも経済成長も」、ゴール11「住み継がれるまちづくりを」に関与している。



第1章 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

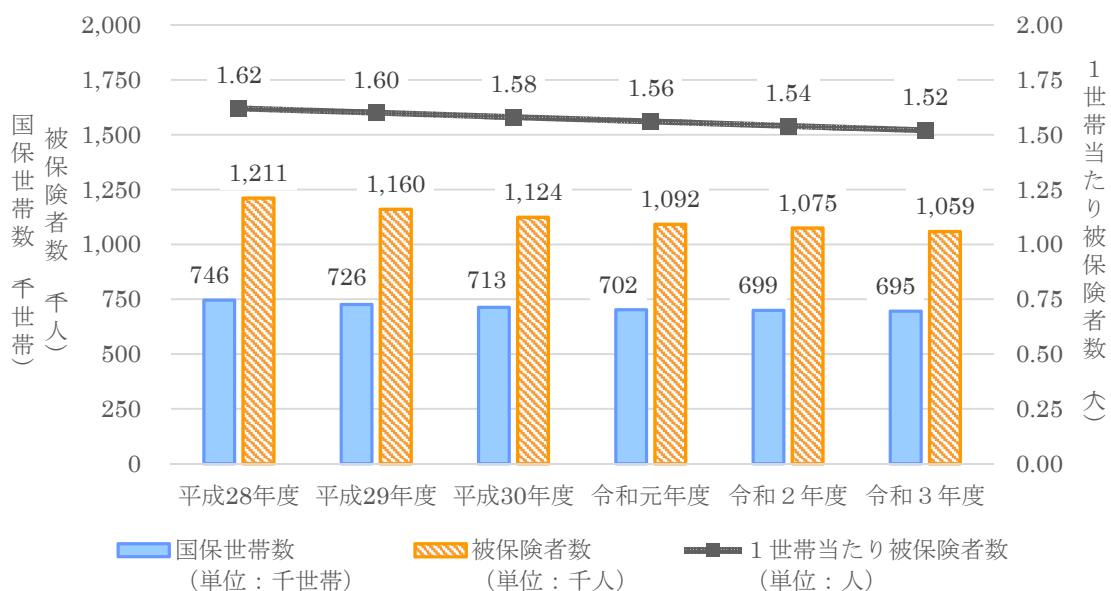
1 医療費の動向と将来の見通し

(1) 福岡県の市町村国保被保険者数等の推移

ア 国保世帯数、被保険者数の推移

2021（令和3）年度の県内市町村国保加入世帯数は約70万世帯、被保険者総数は約106万人であり、1世帯当たりの被保険者数は1.52人となっており、いずれも近年は減少傾向となっている。（図表1-1）

【図表1-1】【国保世帯数、被保険者数、1世帯当たり被保険者数の推移】

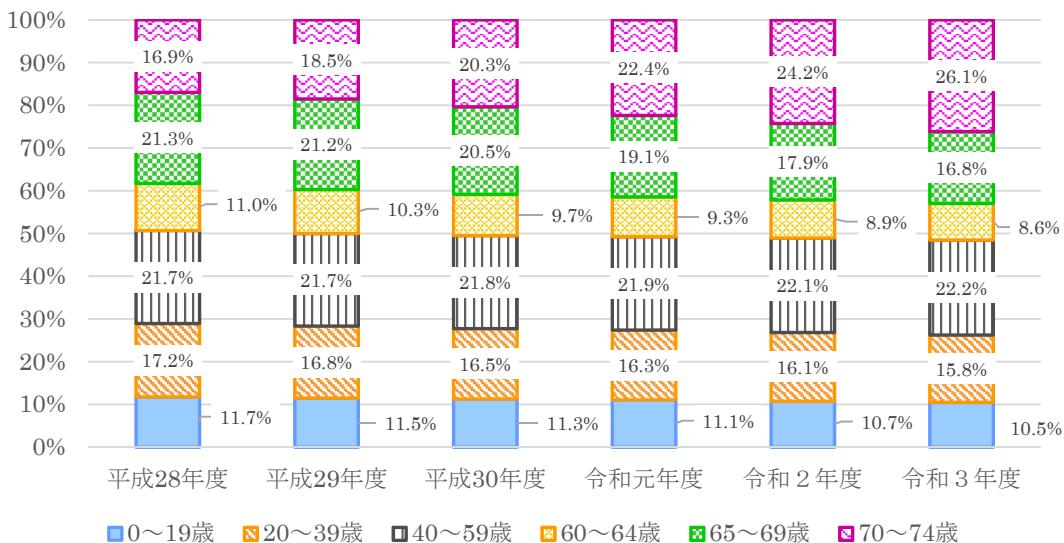


出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 被保険者の年齢別構成の推移

市町村国保の被保険者のうち、前期高齢者（65歳から74歳までの者）の割合は、2021（令和3）年度は約43.0%となっており、年々増加している。（図表1-2）

〔図表 1-2〕【被保険者の年齢別構成の推移】

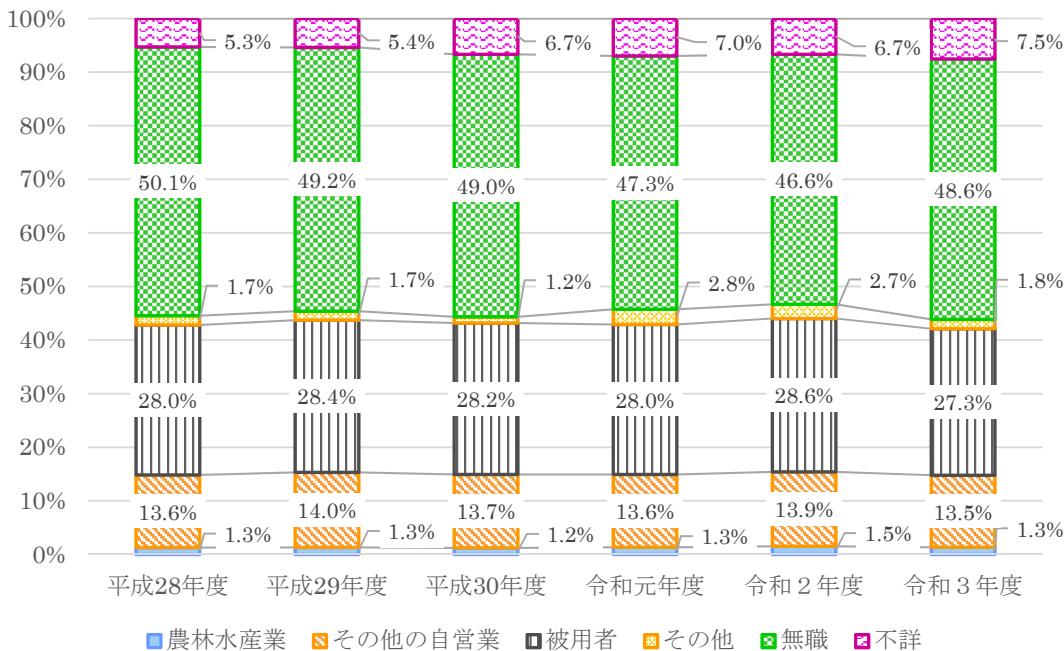


出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」

ウ 国保世帯主の職業別構成割合の年次推移

被保険者の世帯主の職業は、年金受給者などの無職者が最も多く、次いで非正規労働者などの被用者となっている。(図表 1-3)

〔図表 1-3〕【国保世帯主の職業別構成割合の推移】



出典：厚生労働省「国民健康保険実態調査報告」

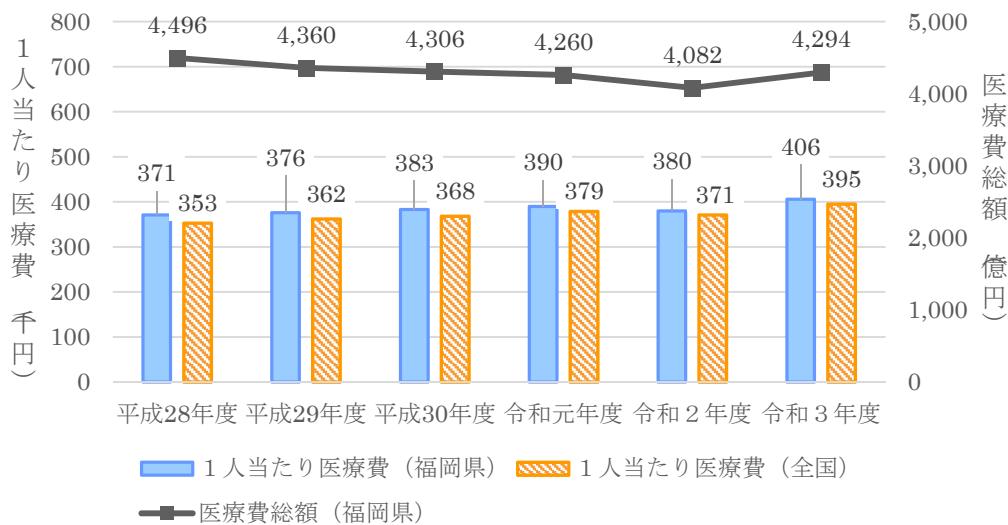
(2) 福岡県の国保医療費の動向

ア 1人当たり医療費

本県の2021（令和3）年度の国保医療費総額は、約4,294億円と、前年度と比べると、前年度の新型コロナウイルス感染症の影響等による減少の反動もあり、約212億円増加している。

2021（令和3）年度の国保被保険者1人当たり医療費は405,594円で、全国平均394,729円の約1.03倍（全国28位）となっている。（図表1-4）

【図表1-4】【国保医療費の推移】

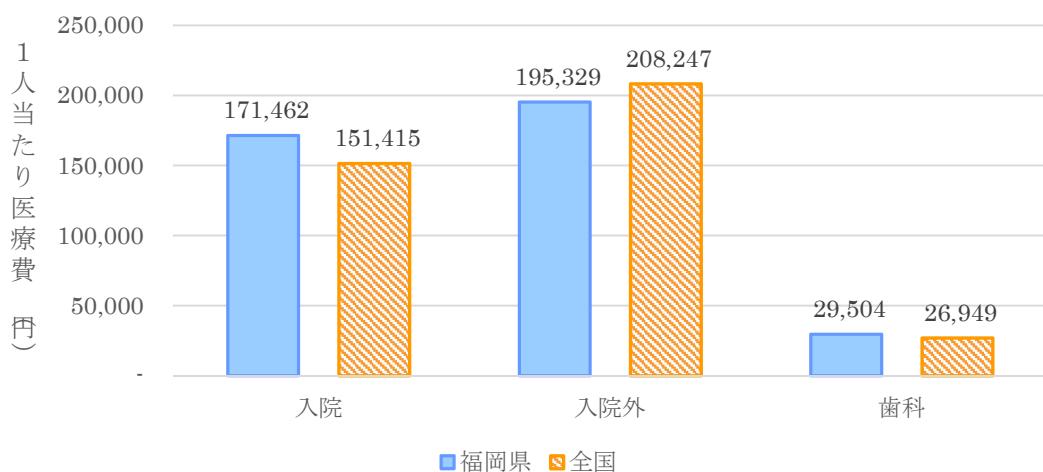


出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

2021（令和3）年度の本県の国保被保険者の1人当たり医療費を入院、入院外、歯科別に全国と比較すると、入院医療費が全国平均を大きく上回っており、県全体の医療費を押し上げている。（図表1-5）

令和3年医療施設調査（厚生労働省）によると、本県の人口10万人当たり病床数は1,600.5床と、全国平均の1,195.2床の1.34倍となっている。また、令和3年病院報告（厚生労働省）によると、本県の平均在院日数は33.1日と全国平均の27.3日の1.21倍となっており、入院医療費の高さの一因と考えられる。

〔図表 1-5〕【令和 3 年度 国保被保険者 1 人当たり医療費（入院・入院外・歯科別）】

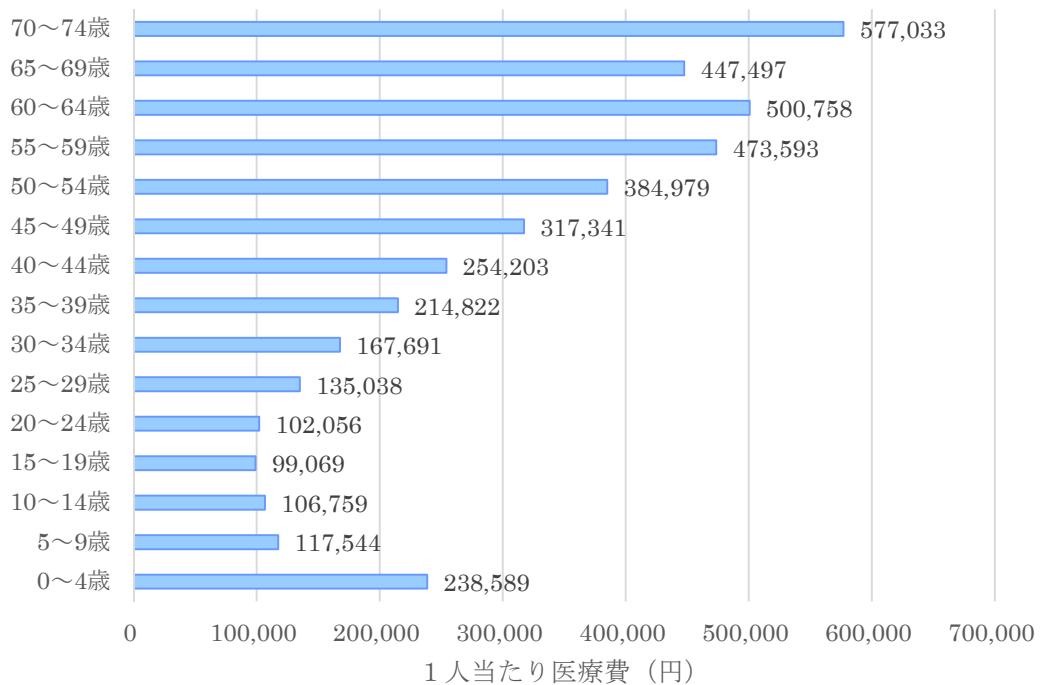


出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

イ 年齢階層別 1 人当たり医療費

2021（令和 3）年度の本県の国保被保険者の 1 人当たり医療費を年齢階層別でみると、年齢が上がるとともに高まる傾向にある。（図表 1-6）

〔図表 1-6〕【令和 3 年度 年齢階層別 1 人当たり医療費】

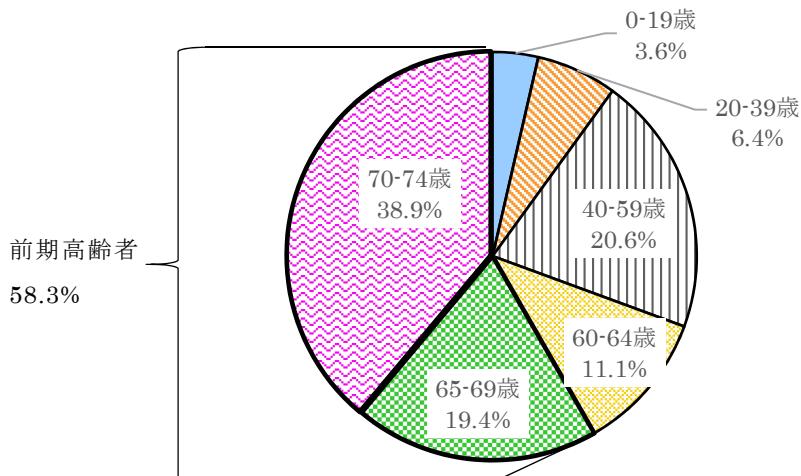


出典：厚生労働省「医療費（電算処理分）の地域差分析」

ウ 年齢階層別医療費割合

(1) イに記載のとおり、市町村国保においては、前期高齢者の被保険者が全体の4割を占めているが、これらの年齢階層の医療費が医療費総額の約6割を占めており、全体を押し上げている。(図表1-7)

【図表1-7】【令和3年度 年齢階層別医療費の割合】

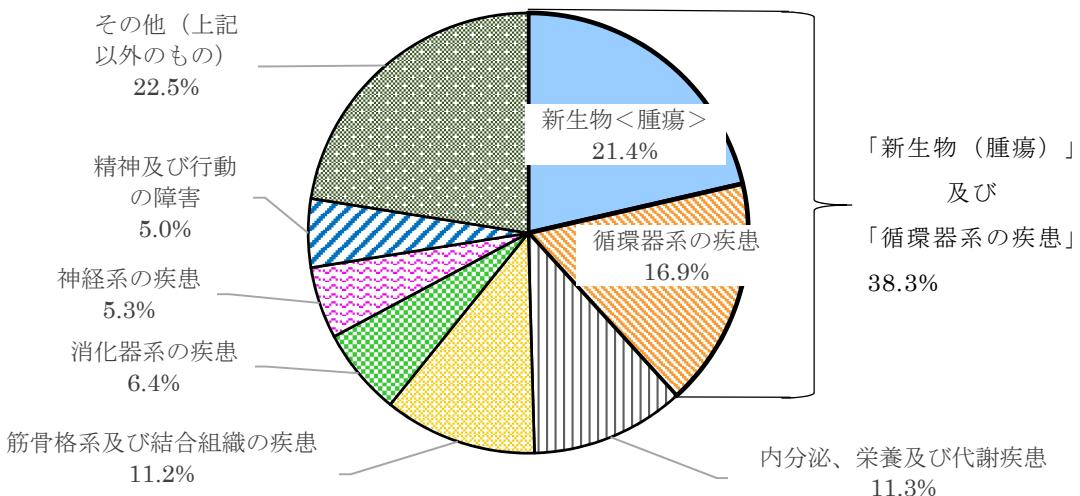


出典：厚生労働省「医療費（電算処理分）の地域差分析」

エ 疾病別医療費の状況

2021（令和3）年度の本県の国保被保険者の前期高齢者に係る23分類の疾病別医療費の構成割合は、「新生物（腫瘍）」及び「循環器系の疾患」が約4割を占めている。(図表1-8)

【図表1-8】【令和3年度 前期高齢者の疾病別医療費の割合】



出典：国保データベース（KDB）システム「疾病別医療費分析 大分類」より

オ 年齢調整後の医療費指数

国民健康保険事業費納付金（以下「納付金」という。）の算定において、「年齢調整後の医療費指数」を用いるが、これは、「当該市町村の実績の1人当たり医療費」を「5歳階級別の全国平均1人当たりの医療費を当該市町村の年齢構成に当てはめた1人当たりの医療費」で除することによって算出する（全国平均は1となる。）。

なお、本県市町村の年齢調整後の医療費指数は2019（令和元）年度～2021（令和3）年度の3か年平均で、県平均1.063、最大1.2、最小0.971、県内格差約1.236倍となっている。（図表1-9※巻末掲載）

（3）福岡県の医療費の将来見通し

ア 国保被保険者数の推計

人口減少、高齢化の進行、団塊の世代の後期高齢者医療制度への移行等により年々減少し、2029（令和11）年度には890千人になる見込みである。（図表1-10）

【図表1-10】【被保険者数の見込み】

（単位：千人）

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
936	926	917	908	899	890

※納付金算定における被保険者数の推計値及び厚生労働省提供「都道府県医療費の将来推計ツール」による被保険者数の減少率を基に推計

イ 国保医療費の推計

国保被保険者数の減少に伴い、国保医療費も年々減少し、2029（令和11）年度には4,007億円になる見込みである。（図表1-11）

【図表1-11】【国保医療費の見込み】

（単位：億円）

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
4,050	4,053	4,041	4,029	4,019	4,007

※厚生労働省提供「都道府県医療費の将来推計ツール」による医療費適正化計画の取組目標を達成した場合の数値及び「ア 国保被保険者数の推計」を基に推計

ウ 1人当たり国保医療費の推計

医療の高度化等に伴い年々増加し、2029（令和11）年度には450千円になる見込みである。（図表1-12）

〔図表 1-12〕【1人当たり国保医療費の見込み】

(単位：千円)

令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
433	438	441	444	447	450

※「ア 国保被保険者数の推計」及び「イ 国保医療費の推計」を基に推計

2 財政収支の改善に係る基本的な考え方

(1) 福岡県の市町村国保の財政収支

ア 市町村（国保特別会計）の現況

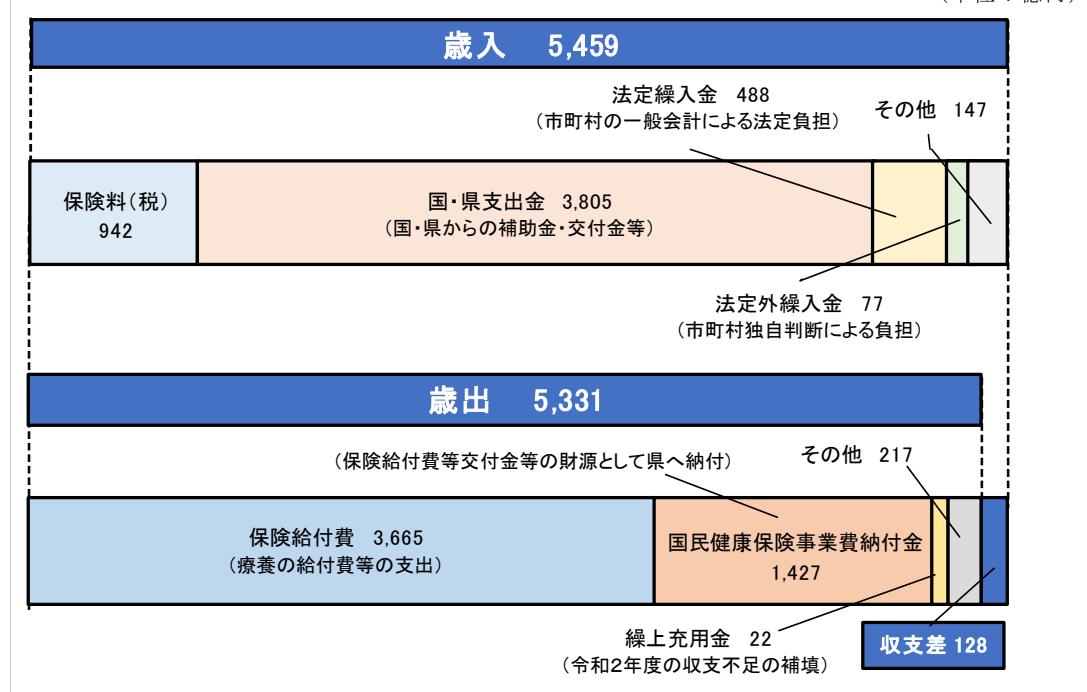
国保は、高齢者の割合が高く医療費水準が高い一方で、無職の割合が高く所得水準が低いために保険料収入が得にくいといった構造的な課題を抱えており、その財政運営は厳しい状況が続いている。

県内市町村国保全体における 2021（令和 3）年度の決算状況（形式収支）は、歳入総額は 5,459 億円、歳出総額は 5,331 億円で 128 億円の黒字となっているが、7 市町村で赤字が生じており、その総額は約 16 億円である。当該額は、例外的に認められている繰上充用により補填され、翌年度の歳出となっている。

また、41 市町村で、一般会計から法定外繰入を行っており、その総額は約 77 億円である。（図表 1-13）

〔図表 1-13〕【令和 3 年度 市町村（国保特別会計）の決算状況】

(単位：億円)



イ 市町村（国保特別会計）における財政運営

国保財政を安定的に運営していくためには、国保が一会计年度単位で行う短期保険であることから、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、会計上収支が均衡していることが重要である。

しかしながら、実際には、2021（令和3）年度に15市町村で決算補填等目的の法定外繰入や繰上充用が行われているため、これらの削減・解消に取り組み、財政収支の改善を図る必要がある。

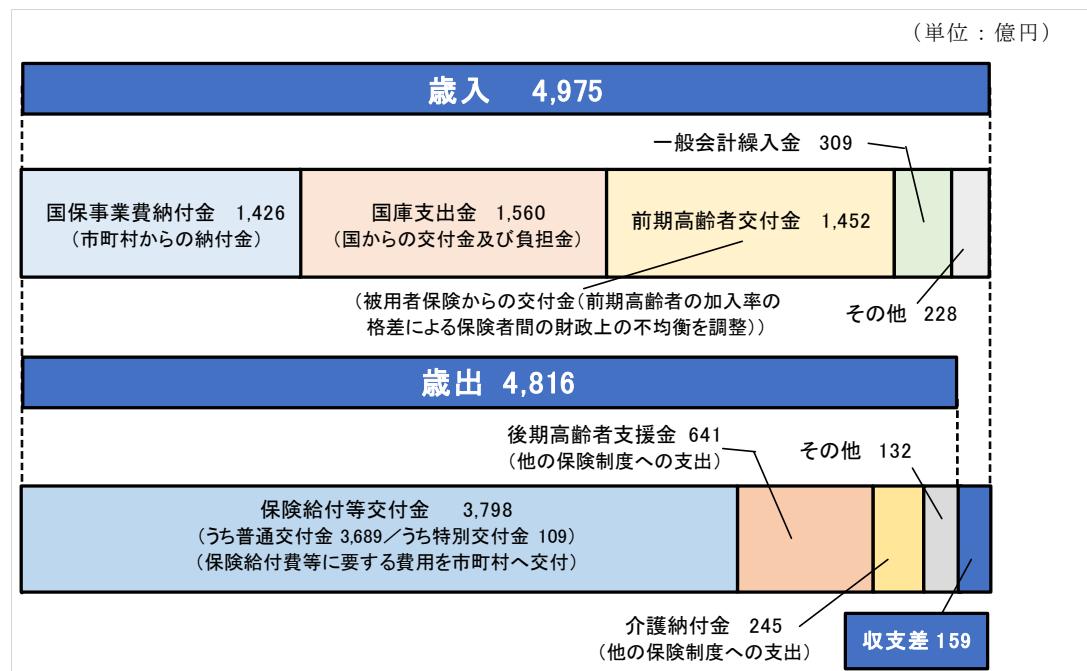
そのため、まずは削減・解消すべき赤字の対象について、県及び市町村において認識を共有し、その計画的・段階的な削減・解消に向けて、実効性のある取組や目標年次を定め、実施していく必要がある。

（2）福岡県国保の財政収支

ア 県（国保特別会計）の現況

2021（令和3）年度の決算状況（形式収支）は、歳入総額は4,975億円、歳出総額は4,816億円で159億円の黒字となっている。（図表1-14）

【図表1-14】【令和3年度 県（国保特別会計）の決算状況】



イ 県（国保特別会計）における財政運営

2018（平成30）年度から設置された県の国保特別会計も市町村の国保特別会計と同様に、必要な支出を納付金や国庫負担金等によって賄うことにより、収支が均衡するよう、健全な財政運営に努める。

同時に、県内の市町村における財政運営が健全に行われることも重要であるため、県の国保特別会計において、必要以上に黒字幅や繰越金を確保することのないよう、また、逆に毎年で保険料水準が過度に上下することのないよう、市町村の財政状況をよく見極めた上で、バランス良く財政運営を行っていく。

一方、年度中途における給付増リスクへの対応は重要である。そのため、財政安定化基金の残高及び保険給付費等交付金、財政安定化基金からの貸付等の予算補正の時期を十分に勘案した上で、財政運営が円滑に行われるよう予備費を計上する。

その際、予備費の財源が、納付金であることを踏まえ、計上額は必要最小限の額とする。

2018（平成30）年度の国保制度改革により、全国で総額3,400億円の公費が投入されているものの、国保を取り巻く状況は依然として厳しいものがある。

国民皆保険制度の最後の砦として、国保が持続可能な制度として安定的に運営されるよう、引き続き制度責任者である国に対して、追加の財政支援等、必要な措置を求めていく。

3 赤字削減・解消の取組

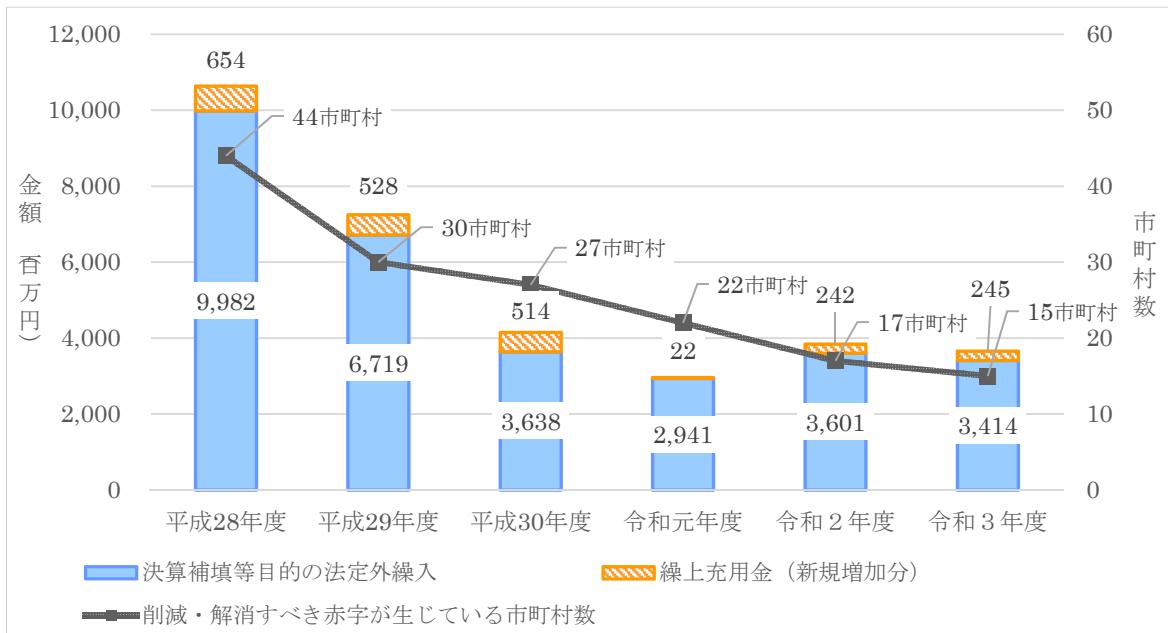
（1）削減・解消すべき赤字の範囲

市町村が削減・解消すべき赤字額は、「法定外繰入のうち、決算補填等を目的とする額⁽¹⁾」及び「繰上充用金の新規増加額⁽²⁾」との合算額（以下「赤字」という。）とする。（図表1-15）

⁽¹⁾決算補填等を目的とする額：当年度の国保特別会計の支出に対する収入不足の補填、保険者の政策、過年度の赤字の解消等のため、一般会計から繰り入れるもの

⁽²⁾繰上充用金：当年度の収入が支出に対して不足した場合に翌年度の収入を繰り上げて、当該年度の収入不足を補填するもの

〔図表 1-15〕【削減・解消すべき赤字額の推移】



(2) 赤字解消のための取組

ア 市町村の取組

(ア) 全ての市町村

市町村は、国保が一会計年度単位で行う短期保険であることに鑑み、原則、必要な支出を保険料や国庫負担金等で賄うことにより、会計上収支が均衡するよう努める。

それでもなお、決算において赤字が発生した場合は、早期の解消に努める。

(イ) 赤字市町村

決算において削減・解消すべき赤字が発生した市町村であって翌々年度に予算ベースで赤字の解消が見込まれない市町村（以下「赤字市町村」という。）は、赤字の要因（医療費水準、保険料設定、収納率等）の分析を行った上で県と協議し、「赤字削減・解消計画」を策定する。

【「赤字削減・解消計画」に記載する内容】

- ①赤字削減・解消のための基本方針
- ②具体的な取組内容
 - ・保険料率の改定による適正な設定
 - ・保険料収納率向上対策
 - ・医療費適正化の取組
 - ・保険者努力支援交付金⁽³⁾の確保 等
- ③赤字解消の目標年次（原則6年以内）及び年次ごとの削減予定額

⁽³⁾保険者努力支援交付金：保険者（都道府県・市町村）における医療費適正化に向けた取組等に対する支援を行うため、国が保険者の取組状況に応じて交付する交付金

イ 県の取組

(ア) 全ての市町村に対する取組

全ての市町村の国保担当職員を対象に、国保財政の安定的な運営における国保会計の収支均衡の重要性について理解を深める研修等を実施する。

また、赤字が発生した市町村に対し、あらゆる機会を活用し、保険料率の適正な設定等、適正に運営を行い、早期の解消に努めるよう助言を行う。

(イ) 赤字市町村に対する取組

赤字市町村が策定する「赤字削減・解消計画」について、赤字の要因分析、要因を踏まえた取組内容、解消予定年次の設定根拠等を丁寧に確認し、市町村の状況に応じたきめ細かな助言等を行う。

また、赤字市町村が策定した「赤字削減・解消計画」を取りまとめ、公表（見える化）する。

(3) 赤字解消の目標年次

2029（令和 11）年度を目標年次として、全ての市町村の赤字の解消に努める。

なお、累積赤字（平成 27 年度決算における平成 28 年度からの繰上充用金相当額）の削減・解消に関しては、各市町村の状況に応じ、可能な限り、計画的な削減・解消を目指す。

4 財政安定化基金の運営

(1) 財政安定化基金制度

国保の財政安定化のため、保険料収納額の低下や保険給付費の増大等により財源不足となった場合に備え、法定外繰入を行う必要がないよう、県に設置した財政安定化基金から、市町村に対する貸付及び交付、県による取崩しを行う。

また、国保の安定的な財政運営の確保を図るために必要がある場合、財政調整事業分として積み立てた額の範囲内で財政安定化基金を取り崩し、県の国保特別会計に繰り入れる財政調整を行う。

(2) 基金の運営の基本的な考え方

財政安定化基金の運営については、福岡県国民健康保険財政安定化基金条例（平成 28 年福岡県条例第 1 号）に規定されるが、基本的な考え方については次のとおりとする。

ア 市町村への貸付・交付事業

(ア) 市町村に対する貸付

① 貸付要件

保険料収納額の低下により財源不足となった場合

② 貸付額

貸付を受けようとする市町村の申請額に基づき、保険料の収納不足額の状況を踏まえ、県が貸付額（無利子）を決定

③ 貸付額の償還

貸付年度の翌々年度から原則3年間で償還

(イ) 市町村に対する交付

① 交付要件

災害の発生など、多数の被保険者の生活が著しい影響を受けたことにより、保険料収納額の低下につながる大きな影響が生じるなど、「特別な事情」と認められる場合

【特別な事情】

次のような予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与える、保険料収納額が低下した場合とする。

- ・ 多数の被保険者の生活に影響を与える災害（激甚災害、台風、洪水、噴火など）の場合
- ・ 地域企業の破綻や主要産物の価格が大幅に下落するなど地域の産業に特別な事情が生じた場合
- ・ その他、上記に類するような大きな影響が多数の被保険者に生じた場合

② 交付額

県は、各市町村の「特別な事情」や元々の保険料収納率の設定状況、財政安定化基金の残高等に応じて、その交付の範囲を申請額の2分の1以内で適切に設定する。

③ 交付額の補填

市町村分の補填については、原則として、当該市町村が行う。

ただし、「特別な事情」を加味しながら、当該市町村の国保運営に著しく支障が生じると認められる場合には、事前に全ての市町村の意見を聴取した上で、県内全市町村で按分することも可能とする。

なお、県内全市町村で按分する場合については、例えば、災害については激甚災害とするなど、県は慎重に判断するものとする。

イ 県による取崩し

(ア) 取崩し要件

保険給付費の増大等により財源不足となった場合

(イ) 取崩し額

財源不足額について、財政安定化基金を取り崩す。

(ウ) 取崩し額の補填

取崩し相当額を取崩し年度の翌々年度から3年間で補填する。補填財源は納付金とし、分割して徴収する。

ウ 財政調整事業

(ア) 取崩し要件

- ① 当該年度の県の被保険者又は県内市町村の被保険者1人当たりの納付金の額が前年度の当該額を上回ることが見込まれる場合
- ② 前々年度の概算前期高齢者交付金の額が、同年度の確定前期高齢者交付金の額を超える場合
- ③ その他、都道府県が市町村とともにに行う国保の医療に要する費用、財政の状況等から見て繰入れの必要があると認められる場合

(イ) 取崩し額

県平均の1人当たり国保事業費納付金額に大幅な増加が見込まれる場合、必要な額を取り崩す。また、その他安定的な財政運営の確保のために必要な額を取り崩す。なお、取崩し額の上限は、財政安定化基金（財政調整事業）の残額とする。

第2章 市町村における保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化に関する事項

1 市町村における保険料の賦課状況

県内市町村においては、国民健康保険料（国民健康保険税を含む。以下同じ。）の賦課方法において、国民健康保険法に基づく保険料方式を3市が採用し、他の市町村は、地方税法に基づく保険税方式を採用している。

(1) 賦課方式

保険料の額は、均等割⁽⁴⁾、平等割⁽⁵⁾、所得割⁽⁶⁾、資産割⁽⁷⁾を組み合わせて算出される。2021（令和3）年度の各市町村における賦課方式は、次のとおりである。（図表2-1）

〔図表2-1〕【令和3年度 保険料の賦課方式】

方式	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
2方式 ⁽⁸⁾	1団体	1団体	16団体
3方式 ⁽⁹⁾	51団体	55団体	40団体
4方式 ⁽¹⁰⁾	8団体	4団体	4団体

(2) 賦課割合

2021（令和3）年度の県内市町村の平均賦課割合（医療分）は、応益⁽¹¹⁾分が約52%、応能⁽¹²⁾分が約48%である。（図表2-2）

〔図表2-2〕【令和3年度 保険料の賦課割合】

（単位：%）

区分	医療分				後期高齢者支援金分				介護納付金分			
	応益割合		応能割合		応益割合		応能割合		応益割合		応能割合	
	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割
県	31.81	20.54	47.46	0.19	32.57	19.82	47.16	0.45	38.94	15.14	45.66	0.25
平均	52.35		47.65		52.39		47.61		54.08		45.91	

(3) 賦課限度額⁽¹³⁾

賦課限度額は、全ての市町村において国民健康保険法施行令及び地方税法施行令（以下「政令」という。）の基準どおりの額を設定している。

⁽⁴⁾ 均等割：加入者の数に応じて賦課される保険料分 / ⁽⁵⁾ 平等割：1世帯に定額で賦課される保険料分

⁽⁶⁾ 所得割：前年の所得に応じて賦課される保険料分 / ⁽⁷⁾ 資産割：固定資産の価値に応じて賦課される保険料分

⁽⁸⁾ 2方式：均等割及び所得割の組み合わせによる賦課方式

⁽⁹⁾ 3方式：均等割、平等割及び所得割の組み合わせによる賦課方式

⁽¹⁰⁾ 4方式：均等割、平等割、所得割及び資産割の組み合わせによる賦課方式

⁽¹¹⁾ 応益：受益に応じるもの（均等割・平等割） / ⁽¹²⁾ 応能：負担能力に応じるもの（所得割・資産割）

⁽¹³⁾ 賦課限度額：被保険者の保険料負担に設ける一定の限度額。令和5年度においては、医療分63万円、後期高齢者支援金分19万円、介護納付金分17万円の計104万円と政令で定められている。

(4) 1人当たり平均保険料等

2021（令和3）年度の県内市町村の1人当たりの平均保険料（現年分）調定額は90,237円である。最も高い市町村で116,396円、最も低い市町村で64,160円となっており、約1.81倍の開きがある。

2021（令和3）年度の県内市町村ごとの保険料水準を、モデル世帯を設定した上で算出して比較すると、最大で221,200円、最小で158,700円となり、約1.39倍の開きがある。

- [モデル] • 30歳代夫婦と子ども2人の4人世帯
• 給与収入2,120千円（給与所得1,404千円）
…国民健康保険実態調査による平均所得（令和2年度）夫のみ
※ 資産割がある保険者は、資産税5万円と仮定
※ 医療分と後期高齢者支援金分で試算

2 保険料水準の統一

(1) 保険料水準の統一に向けた基本的な考え方

保険料水準の統一を進めることは、国保財政の安定化や被保険者間の公平性の観点から重要である。具体的には、特に小規模な市町村で高額な医療費が発生した場合の年度間の保険料の変動が抑制されるほか、県内のどの市町村に住んでいても同じ所得水準・世帯構成であれば同じサービスを同じ保険料で受けることができ、被保険者間の公平性が確保される。

一方、保険料水準の統一によって、医療費水準が低い市町村の保険料負担が増加することになるため、医療費適正化、健康づくり、地域の実情に応じた医療提供体制の構築を推進するとともに、医療費水準の格差是正といった課題解決に取り組む必要がある。

よって、課題解決に取り組みつつ、段階を踏んで保険料水準の統一を目指す。

(2) 保険料水準の統一の目指す姿

保険料水準の統一については、県内において、同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町村の納付金にそれぞれの医療費水準を反映させない「納付金ベースの統一（医療費指数反映係数 $\alpha = 0$ ）」の大きく2つの手法がある。

本県においては、将来的には、県内の保険料水準の「完全統一」を目指すこととし、まずは「納付金ベースの統一」から実施する。

(3) 保険料水準の統一の進め方

ア 「納付金ベースの統一」に向けた取組

納付金算定時に α の反映の程度を縮小させることにより、医療費水準の低い

市町村の納付金が増加することから、急激に納付金が増加する事がないよう、 α を2025（令和7）年度から毎年度0.1ずつ縮小させ、2029（令和11）年度までに $\alpha=0.5$ を目指す。

2030（令和12）年度以降の α の縮小の方針等については、医療費適正化、市町村間の医療費水準の格差是正の状況等を踏まえ、2026（令和8）年度に中間評価、2029（令和11）年度に評価・見直しを行い、県と市町村で協議した上で決定する。

イ 「完全統一」に向けた取組

市町村国保特別会計における個別の歳入・歳出項目の取扱い（都道府県単位に変更する、又は市町村個別のものとしつつ保険料に影響しない取扱いとする等）、収納率の調整、保険料算定方法の統一（算定方式や賦課割合等）、激変緩和措置等について、納付金や標準保険料率への影響等を踏まえ慎重に検討する。その上で、2026（令和8）年度までに完全統一に向けたロードマップを作成することを目指す。

（4）保険料水準の統一に向けた検討の組織体制

保険料水準の統一に向けた検討は、国保共同運営会議を中心に行う。さらに、課題ごとにワーキンググループを設置するなど、県と市町村間の議論を深めていく。

3 納付金及び標準保険料率の算定方法

（1）納付金の算定方法

各市町村の納付金算定にあたっては、県全体の保険給付費等の見込額から公費等の見込額を差し引いて、県全体で必要となる納付金の総額を算出し、これを市町村の医療費水準及び所得水準に応じて、各市町村に按分する。

【納付金算定式】

市町村の納付金額

$$\begin{aligned} &= (\text{県全体で必要となる納付金の総額}) \\ &\times \{ \alpha^{(15)} \times (\text{年齢調整後の医療費指数}^{(14)} - 1) + 1 \} \\ &\times \{ \beta^{(16)} \times (\text{所得(応能)のシェア}) + (\text{人数(応益)のシェア}) \} / (1 + \beta) \\ &\times \gamma^{(17)} \end{aligned}$$

⁽¹⁴⁾ 年齢調整後の医療費指数：1人当たり医療費について、市町村ごとの年齢構成の差異を補正し、全国平均を1として医療費水準を数値化したもの。

⁽¹⁵⁾ α ：医療費指数をどの程度反映させるかを調整する係数（ $0 \leq \alpha \leq 1$ ）。 $\alpha = 1$ の時は、医療費指数を納付金の配分に全て反映させ、 $\alpha = 0$ の時は、医療費指数を納付金の配分に全く反映させない。

⁽¹⁶⁾ β ：所得のシェアをどの程度納付金の配分に反映させるかを調整する係数。全国平均と比較した都道府県の所得水準に応じて設定。平均的な所得水準の都道府県は $\beta = 1$ となり、応益に応じて配分する納付金と応能に応じて配分する納付金の割合が50:50となる。

⁽¹⁷⁾ γ ：市町村ごとの納付金基礎額の総額を県の必要総額に合わせるための調整係数

納付金の算定方式や医療費水準の反映等は、次のとおりとする。

ア 算定方式

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において3方式（所得割・均等割・平等割）を用いる。

イ 医療費水準の反映（医療費指数反映係数 α の設定）

2025（令和7）年度納付金算定から、医療費水準の反映の程度を毎年度0.1ずつ縮小させ、2029（令和11）年度までに $\alpha=0.5$ にする。

α の縮小にあたっては、保険料の急激な上昇を抑えるための緩和措置を確実に講じる。

【 α の縮小に伴う緩和措置】

① 納付金の増加及び減少に対する緩和措置（市町村間の分かれ合い）

$$\left(\frac{\text{納付金額}}{\text{(当該年度の } \alpha)} - \frac{\text{納付金額}}{\text{(} \alpha = 1\text{)}} \right) \times \frac{\text{各年度で定める割合 } (\ast 1)}{\text{各年度で定める割合 } (\ast 1)}$$

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
α の値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5
割合 $(\ast 1)$	-	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6

② 県財政安定化基金（財政調整事業分）活用による納付金増加市町村への緩和措置

$$\frac{\text{対前年度納付金増加額}}{\text{(\ast 2)}} \times \left(\frac{\text{保険者努力支援制度}}{\text{(取組評価分) 得点率}} + \frac{\text{調整係数 } (\ast 4)}{\text{(\ast 3)}} \right)$$

(※2) 前年度における緩和措置（市町村間の分かれ合い及び県財政安定化基金の活用）を適用した後の納付金額からの増加額

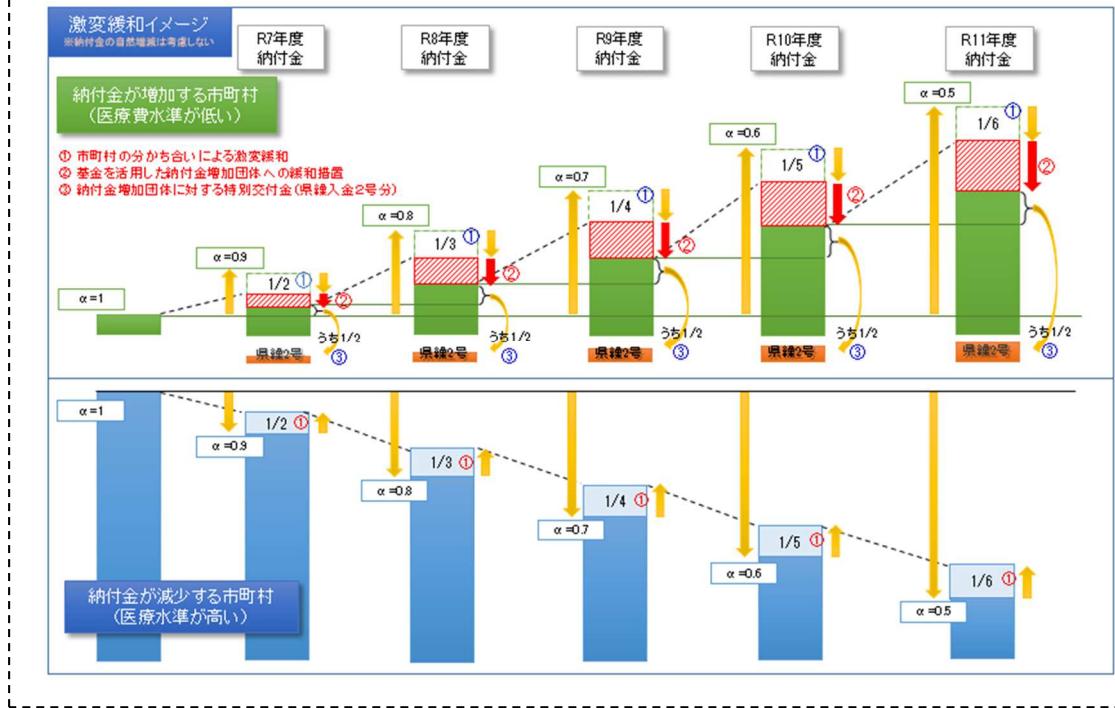
(※3) 納付金算定年度の前年度の得点率を使用

(※4) 財政安定化基金（財政調整事業分）の残高や保険者努力支援制度の得点率等の状況等を勘案し、各年度で一定の調整係数を加算する

③ 納付金額増加市町村への特別交付金（県繰入金2号分）の交付

$$\left(\frac{\text{納付金額}}{\text{(当該年度の } \alpha)} - \frac{\text{納付金額}}{\text{(当該年度の } \alpha + 0.1\text{)}} \right) \times \frac{1}{2}$$

【納付金額 ($\alpha = 1$ の額) が毎年度一定であった場合のイメージ図】



ウ 所得水準の反映（所得係数 β の設定）

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分それぞれの区分において、全国平均の所得水準を 1 とした場合の本県の所得水準に応じて毎年度国から設定される係数 (β) により決定する。（応能割：応益割 = $\beta : 1$ ）

エ 所得（応能）のシェアの方法

3 方式を用いて算定を行うことから、所得総額のみを用いる方法による。（所得割：資産割 = 10 : 0）

$$\left(\text{算定式} : \text{各市町村の所得総額} / \text{県内の所得総額} \right)$$

オ 人数（応益）のシェアの方法

被保険者総数及び世帯総数を用いる方法による。

$$\left(\begin{aligned} \text{算定式} &: (\text{各市町村の被保険者総数} / \text{県内の被保険者総数}) \times \text{均等割指数} (0.6) \\ &+ (\text{各市町村の世帯総数} / \text{県内の世帯総数}) \times \text{平等割指数} (0.4) \\ \text{均等割} &: \text{平等割} = 6 : 4 \end{aligned} \right)$$

カ 賦課限度額

政令基準とする。

キ その他の事項

- ① 高額医療費（レセプト 1 件 80 万円超）を共同負担する。

- ② 納付金の総額に加算する県の事業費については、保険者努力支援制度の都道府県分の交付見込額の範囲内とする。

(2) 標準保険料率の算定方法

県は、第2章3(1)により算定した納付金を基に、次の3種類の標準保険料率を算定する。

この算定方法は、次のとおりとする。

① 都道府県標準保険料率

全国統一の算定基準により、本県の標準的な保険料率の水準を示すもの

② 市町村標準保険料率

県内統一の算定基準により、各市町村の標準的な保険料率の水準を示すもの

③ 市町村標準保険料率（市町村算定方式）

各市町村の算定基準をもとに算定した保険料率

ア 算定方式

都道府県標準保険料率の算定にあたっては、国のガイドラインに基づき医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の全ての区分において都道府県間の保険料の比較を行うことが可能な2方式を用いる。

市町村標準保険料率の算定にあたっては、全ての区分において3方式を用いる。

イ 標準的な収納率

各標準保険料率の算定に用いる標準的な収納率については、市町村ごとに設定することとし、各市町村において実現可能な水準となるよう、実績収納率を基本としつつ、一定の水準で上限を設ける。

【設定方法】

- ① 実績収納率（算定年度の前年度の現年分収納率）については、小数点以下第2位（小数点以下第3位を四捨五入）まで設定。
- ② 上限値については、保険者努力支援制度における評価指標とされた全自治体上位5割にあたる収納率（算定年度の前々年度）とする。
- ③ ①又は②のいずれか低い率を市町村ごとに設定する。

ウ その他の事項

各標準保険料率（医療分）の算定に際して、保健事業の費用は各市町村の過去の実績等により見積もることとし、特段の加算は行わない。

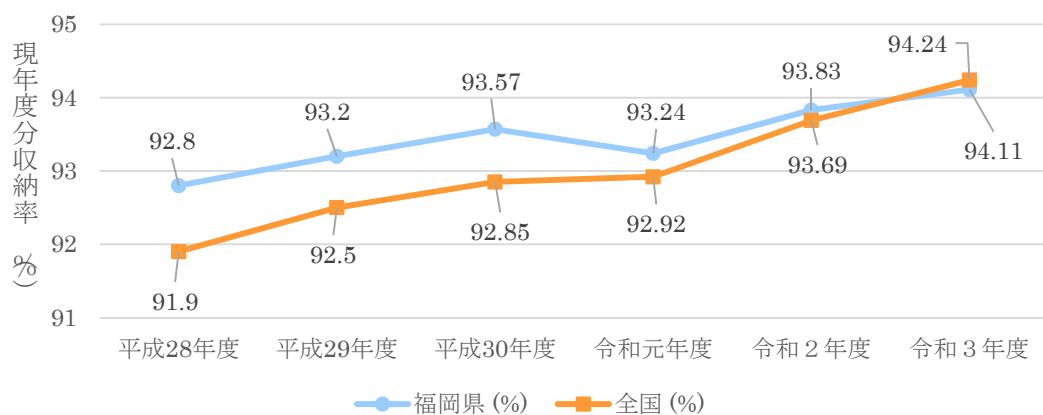
第3章 市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項

1 保険料の収納状況

(1) 収納率の推移

2021（令和3）年度の本県の保険料収納率（現年度分）は94.11%と全国平均94.24%を僅かながら下回っている。（図表3-1）

〔図表3-1〕【現年度分収納率の推移】



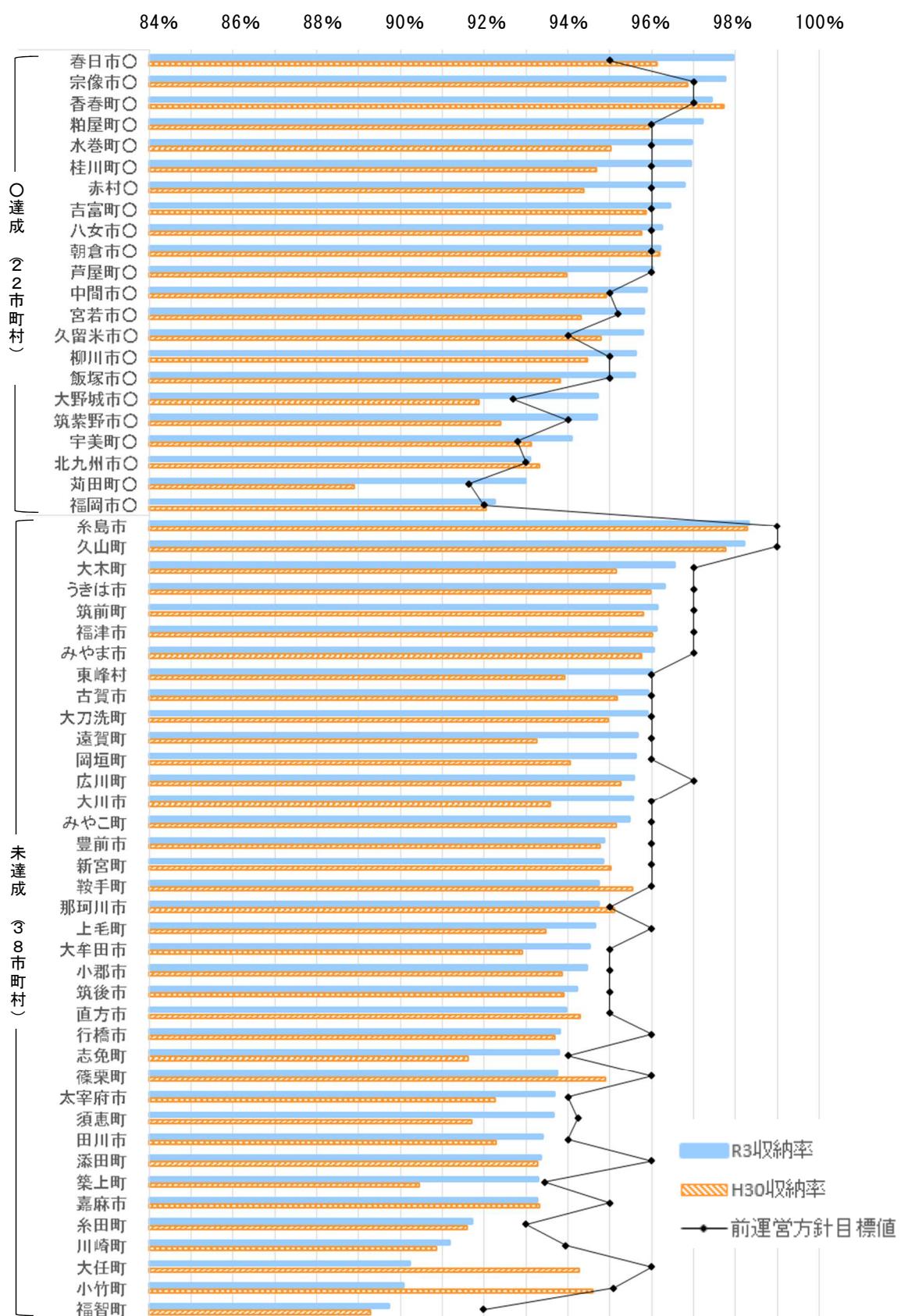
出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

(2) 収納率目標の達成状況

2021（令和3）年度の各市町村における収納率は、2018（平成30）年度と比較すると、50市町村が上昇し、10市町が下降している。

また、前運営方針に定めた収納率目標については、2021（令和3）年度において22市町村が達成し、38市町村が未達成となっている。（図表3-2）

〔図表 3-2〕【市町村別 現年度分収納率（平成 30 年度及び令和 3 年度）】



(3) 納付方法の状況

口座振替により納付を行う世帯割合は増加傾向にある。納付方法別の収納率を見ると、口座振替と特別徴収は共に高く、自主納付については、市町村における納付方法の多様化（※）の取組もあり、増加傾向にある。（図表3-3）

〔図表3-3〕【納付方法別の世帯割合及び保険料収納率】

年度	口座振替		特別徴収		自主納付	
	世帯割合	収納率	世帯割合	収納率	世帯割合	収納率
令和元年度	44.40%	96.55%	11.88%	99.38%	43.72%	64.00%
令和2年度	44.54%	97.49%	12.26%	99.49%	43.20%	67.52%
令和3年度	44.85%	97.50%	12.14%	99.42%	43.01%	69.32%

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

※納付方法の多様化

2021（令和3）年9月現在、コンビニ収納を導入している市町村は50市町、スマートフォン等のアプリを活用した決済は15市町、クレジットカードによる決済は4市町となっているなど、納付方法の多様化が進んでいる。

(4) 滞納世帯数の状況

滞納世帯数及び滞納世帯割合は減少傾向にある。（図表3-4）

〔図表3-4〕【滞納世帯数及び滞納世帯割合の推移（各年6月1日現在）】

年度	世帯数	滞納世帯数	滞納世帯割合
令和元年度	730,183	81,938	11.22%
令和2年度	702,514	80,968	11.53%
令和3年度	703,082	71,648	10.19%

出典：厚生労働省「予算関係等資料」

(5) 滞納整理の状況

県内全ての市町村で財産調査を実施しており、2021（令和3）年度は49市町村で差押えを実施している。（図表3-5）

〔図表3-5〕【令和3年度 差押えの状況】

差押え実施市町村数：49市町村				
差押え物件ごとの 実施市町村数	預貯金	49	不動産	31
	給与	48	動産	18
	税等の還付金	39	積立金	2
	保険の払戻金	36	その他	25

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

2 収納率目標の設定

市町村における収納率向上を図る観点から、次の表のとおり市町村規模別に収納率目標を定める。(図表 3-6) (図表 3-7)

〔図表 3-6〕【被保険者数の規模別の収納率目標】

被保険者数（規模）	収納率目標
10万人以上	93.60%
5万人以上10万人未満	94.42%
1万人以上5万人未満	95.32% 令和元年度収納率が95.32%以上の市は96.13%
3千人以上1万人未満	96.45% 令和元年度収納率が96.45%以上の市町は97.17%
3千人未満	98.01%

※2023（令和5）年度の保険者努力支援制度の評価指標を基に収納率目標を設定

※表の値の収納率を既に上回っている市町村は、引き続き収納率の向上に努める。

※図表3-6に関わらず、市町村が自ら定める収納率目標が表の値を上回る場合は、その数值を目標とする。

〔図表 3-7〕【市町村ごとの収納率目標（令和 6～11 年度）（図表 3-6 に基づく）】

被保険者数 (R4. 5. 31 時点)	保険者 番号	市町村名	収納率目標 (令和 6～11 年度)	令和 3 年度収納率 実績（参考）
10 万人以上	1	北九州市	93. 60%	93. 10%
	2	福岡市	93. 60%	92. 25%
5 万人以上～10 万人未満	4	久留米市	94. 42%	95. 80%
1 万人以上～5 万人未満	3	大牟田市	95. 32%	94. 51%
	5	直方市	95. 32%	93. 96%
	6	飯塚市	95. 32%	95. 60%
	8	柳川市	96. 13%	95. 62%
	10	朝倉市	96. 13%	96. 20%
	11	八女市	95. 32%	96. 25%
	12	筑後市	95. 32%	94. 22%
	14	行橋市	95. 32%	93. 80%
	17	小郡市	95. 32%	94. 44%
	18	筑紫野市	95. 32%	94. 69%
	19	春日市	96. 13%	97. 94%
	20	大野城市	95. 32%	94. 71%
	21	太宰府市	95. 32%	93. 67%
	22	那珂川市	95. 32%	94. 74%
	29	古賀市	95. 32%	95. 92%
	32	宗像市	96. 13%	97. 75%
	33	福津市	95. 32%	96. 12%
	59	糸島市	96. 13%	98. 31%
3 千人以上～1 万人未満	7	田川市	96. 45%	93. 39%
	9	嘉麻市	96. 45%	93. 27%
	13	大川市	96. 45%	95. 56%
	15	豊前市	96. 45%	94. 85%
	16	中間市	96. 45%	95. 88%
	24	宇美町	96. 45%	94. 09%
	25	篠栗町	96. 45%	93. 73%
	26	志免町	96. 45%	93. 77%
	27	須恵町	96. 45%	93. 65%
	28	新宮町	96. 45%	94. 83%
	31	柏屋町	97. 17%	97. 22%
	38	水巻町	96. 45%	96. 96%
	39	岡垣町	96. 45%	95. 63%
	40	遠賀町	96. 45%	95. 67%
	42	鞍手町	96. 45%	94. 74%
	43	宮若市	96. 45%	95. 81%
	45	桂川町	96. 45%	96. 94%
	55	筑前町	96. 45%	96. 14%
	62	うきは市	96. 45%	96. 31%
	66	大刀洗町	96. 45%	95. 91%
	68	大木町	97. 17%	96. 56%
	73	広川町	96. 45%	95. 58%
	76	みやま市	96. 45%	96. 04%
	83	福智町	96. 45%	89. 73%
	85	川崎町	96. 45%	91. 18%
	90	苅田町	96. 45%	92. 98%
	91	みやこ町	96. 45%	95. 47%
	94	築上町	96. 45%	93. 28%
3 千人未満	30	久山町	98. 01%	98. 20%
	37	芦屋町	98. 01%	96. 02%
	41	小竹町	98. 01%	90. 08%
	57	東峰村	98. 01%	96. 00%
	81	香春町	98. 01%	97. 44%
	82	添田町	98. 01%	93. 35%
	84	糸田町	98. 01%	91. 72%
	88	大任町	98. 01%	90. 23%
	89	赤村	98. 01%	96. 79%
	95	吉富町	98. 01%	96. 43%
	97	上毛町	98. 01%	94. 66%

3 収納率向上のための取組

(1) 適正な資格適用と保険料賦課

保険料の適正な徴収のためには、国保被保険者資格の取得・喪失を的確に把握するなど、適正な資格の適用を行うとともに、保険料算定の基礎となる所得について的確に把握した上で、適正な保険料の賦課が行われることが重要である。このため、市町村は次の取組を実施する。

ア 適正な資格の適用

- ① 国民年金被保険者情報など各機関から提供される情報を活用し、早期に資格の取得・喪失を把握する。
- ② 居所不明被保険者については、現地調査等を的確に行うとともに、関係部署と連携し、資格喪失の確認を行う。
- ③ 制度周知に努め、早期の届出による適正な適用を図る。

イ 適正な保険料の賦課

保険料を適正に賦課するため、世帯の被保険者の所得申告義務があるにもかかわらず未申告である世帯主には、条例等に基づき申告を促し、所得の把握に取り組む。

(2) 収納対策の強化に向けた取組

収納対策強化に向け、市町村、県及び福岡県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）は次の取組を実施する。

ア 市町村における取組

(ア) 納期内納付の推進

- ① 資格取得時や賦課通知等の機会を利用し、口座振替の勧奨を積極的に実施する。
- ② 被保険者ニーズや費用対効果を勘案しながら、市町村の実情に応じた多様な納付方法の導入を検討する。
- ③ 外国人国保被保険者は、国保制度への理解不足により滞納に至る場合があるため、資格取得時に国保制度の説明を丁寧に行うことや賦課通知書の送付の際に制度案内を同封するなどにより、制度の周知を図る。

(イ) 納付相談等の徹底

滞納者からの納付相談の機会を設け、保険料の納付に資する取組や特別な事情の有無を適正に把握するための取組を次のとおり行う。

- ① 短期被保険者証や被保険者資格証明書の交付を、郵送によらず窓口で交付することにより、窓口での納付相談の機会の確保に努める。

また、被保険者証の廃止に伴う短期被保険者証の廃止後においても、納付

相談の機会の確保に努める。

- ② 納付相談の際の聴き取りにより、特別事情の有無・生活実態を把握し、必要に応じて保険料の減免、生活保護担当課又は生活困窮者自立支援制度担当課への紹介を実施する。
- ③ 転出や給付申請の手続等で来庁した滞納者に確実に納付指導を実施するため、国保担当課と収納対策課が異なる市町村は、滞納者の来庁情報の共有を徹底する。

(ウ) 滞納整理の強化

- ① 県の地方税収対策本部の支援により蓄積したノウハウを活用し、滞納者の財産調査や搜索、差押え等を実施する。
- ② 国保連合会の収納対策アドバイザー派遣事業を積極的に活用し、市町村ごとの滞納整理基準等の作成や担当職員の育成に取り組む。
- ③ 複数の税目に係る収納事務を一元化することでマンパワーを確保し、滞納整理の強化を図ることを検討する。
- ④ 複数の市町村が共同で滞納整理を実施することでマンパワーの確保とノウハウの共有化を図ることを検討する。

イ 県及び国保連合会における取組

(ア) 収納率向上研修の実施

県及び国保連合会は、市町村のニーズを把握した上で、市町村担当職員を対象とした徴収実務に関する研修会を開催する。

また、研修の中で、市町村共通の課題についての情報交換を実施する。

(イ) 収納対策アドバイザー派遣事業の実施

国保連合会は、国税OB等に収納対策アドバイザーを委嘱し、引き続き市町村に派遣する。収納対策アドバイザーは、市町村の実情を踏まえた上で、滞納者との折衝方法や財産調査から差押財産の公売まで、効果的な収納方法等について助言を行う。

(ウ) 収納率が低い市町村への対策

県は、毎年度収納率を確認した上で、目標を達成できない市町村に対し、収納率が低い要因分析を行うとともに必要な対策に取り組むことを求める。

第4章 市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

1 レセプト点検の充実強化

(1) 現状

市町村が実施するレセプトの二次点検の 2021（令和3）年度の財政効果額は約 25 億 7 千 6 百万円であり、その財政効果は非常に高くなっている。

また、本県のレセプト点検の内容点検効率については、2019（令和元）年度が全国で 9 位、2020（令和2）年度が 8 位、2021（令和3）年度が 6 位と全国上位に位置している。（図表 4-1）

一方で、2021（令和3）年度の内容点検効率の市町村格差は 0.62 ポイントとなっている。（図表 4-2）

〔図表 4-1〕【市町村国保 レセプト点検の内容点検効率】

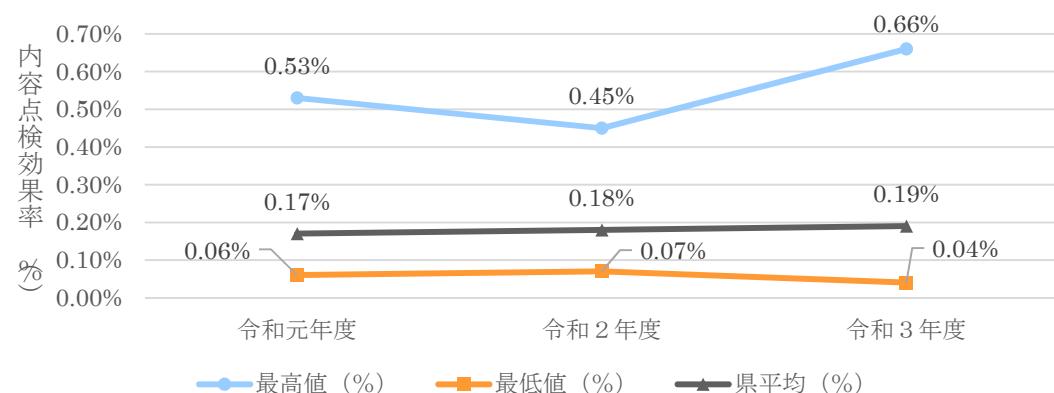
	全国		福岡県		
	内容点検 効率 (※1) (%)	1人当たり 内容点検効率額 (※2) (円)	内容点検 効率 (※1) (%)	1人当たり 内容点検効率額 (※2) (円)	内容点検 効率 全国順位
令和元年度	0.18	560	0.17	548	9
令和2年度	0.19	573	0.18	569	8
令和3年度	0.18	573	0.19	660	6

※1 内容点検効率：再審査の結果減額された額÷保険者負担総額×100

※2 1人当たり内容点検効率額：再審査の結果減額された額÷被保険者数

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

〔図表 4-2〕【市町村国保 内容点検効率の県内の状況】



出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

市町村における 2021（令和3）年度のレセプト点検の実施体制については、専門業者への委託が最も多くなっている。（図表4-3）

【図表4-3】【令和3年度 市町村国保 レセプト点検の実施体制】

	専門業者 委託	個人委託	正・会計年度 任用職員	業者委託＋ 正・会計年度 任用職員	業者委託 ＋個人委託
市町村数	36	3	6	14	1

出典：厚生労働省「レセプト点検調査実施計画」

国保連合会の介護給付適正化システムから提供される突合情報を活用したレセプト点検については、2021（令和3）年度は県内の約9割にあたる53市町村が実施している。

（2）レセプト点検の充実強化に向けた取組

ア レセプト点検担当職員研修会の実施

県は、レセプト点検の重要性などの基本的な事項に関し、市町村担当職員の理解を深めるための研修会を実施するとともに、各市町村の点検体制や財政効果額等の情報を提供する。

イ レセプト点検員研修会の実施

レセプト点検による内容点検効率率を上げるとともに、点検事務の効率性を向上させるためには、市町村のレセプト点検員の専門性向上が必要である。そのため、県及び国保連合会は、次の事項を実施し、点検員の資質向上を図る。

- ① 県・国保連合会の共催で、レセプト点検の実務研修を実施する。
- ② 内容点検効率率が県平均より低く、かつ前年度より大幅に低下している市町村を対象に、県の医療給付専門指導員による個別指導を実施する。
- ③ 国保連合会は、一次審査におけるコンピュータチェック項目や内容、再審査における原審事例などの情報を提供する。
- ④ 効果が高い市町村の取組を他市町村へ展開する。

（3）県による保険給付の点検及び不正利得の回収

ア 県による保険給付の点検

県は、法第75条の3から第75条の6までの規定に基づき、広域的又は医療に関する専門的な見地から、県内の市町村間で異動した被保険者に係るレセプトの縦覧点検を実施する。

イ 県による不正利得の回収

県は、法第65条第4項の規定に基づき、市町村から委託を受け、広域的又は専門的な対応が必要とされる不正利得の事案について、回収事務を実施する。

(4) 保険者間調整の取組

ア 代理受領方式による保険者間調整

国保連合会は、被保険者資格喪失（適用廃止）後の受診により発生する医療費等の返還金について、代理受領方式による保険者間調整を引き続き実施する。

（図表 4-4）

【図表 4-4】【令和 3 年度 代理受領の状況】

	協会けんぽ	市町村国保	計
件数（件）	5,587	62	5,649
金額（千円）	137,726	14,670	152,396

出典：国保総合システム等より

イ 包括的合意に基づく国保保険者間調整

国保連合会は、旧保険者から返戻された資格過誤レセプトについて、医療機関等に返戻せず、現保険者へ再請求を行う包括的合意に基づく国保保険者間調整を引き続き実施する。（図表 4-5）

【図表 4-5】【令和 3 年度 包括的合意に基づく国保保険者間調整の状況】

医療機関数	件数（件）
1,163	1,794

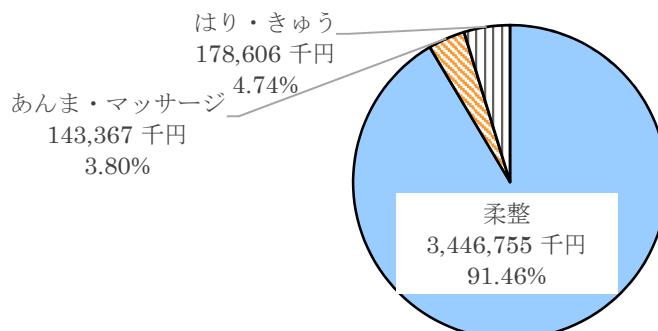
出典：国保総合システム等より

2 療養費の支給の適正化

（1）現状

療養費のうち、柔道整復（柔整）、あんま・マッサージ、はり、きゅう（あはき）に係る療養費を比較すると、柔整療養費の金額規模が大きく、90%以上を占めている。（図表 4-6）

【図表 4-6】【令和 3 年度 市町村国保 療養費（柔整、あはき）の状況】



出典：厚生労働省「国民健康保険事業年報」

療養費の支給の適正化を図るため、2018（平成 30）年度から国保連合会の共同事業として、柔整やあはきに係る患者調査等を実施している。患者調査に参加する市町村は年々増加しており、2021（令和 3）年度は柔整患者調査に 54 市町村、あはき患者調査に 53 市町村が参加している。

また、当該共同事業では適正受療啓発のためのパンフレット送付事業も実施しており、約 6 割の市町村が参加している。（**図表 4-7**）

【図表 4-7】【市町村国保 柔整・あはき共同事業への参加市町村数】

	柔整療養費		あはき療養費	
	患者調査	啓発パンフ送付	患者調査	啓発パンフ送付
令和元年度	50	33	47	34
令和 2 年度	52	35	50	37
令和 3 年度	54	37	53	39

出典：福岡県国民健康保険団体連合会事業報告書

さらに、国保連合会の柔道整復施術療養費審査委員会の審査により、療養費支給申請書の内容が作為的であると認められた場合、同審査委員会に設置された面接確認委員会は、施術管理者等への面接により施術の事実等を確認している。2021（令和 3）年度においては、柔道整復施術所 1 件に対して面接確認を実施した。

なお、保険者や同審査委員会は、必要に応じて、これらの患者調査や面接確認の結果を県や九州厚生局へ情報提供を行うこととしている。

県は九州厚生局と共同し、保険者や患者等からの情報に基づいて柔整やあはきの施術所に対する個別指導や監査を行っており、2021（令和 3）年度においては、柔道整復施術所 4 件に対し個別指導を実施した。

（2）療養費の支給の適正化に向けた取組

ア 県は、柔整及びあはきに係る患者調査等を実施していない市町村に対し、調査の実施や共同事業への参加の働きかけなど、適正な支給のための取組を促す。

イ 国保連合会は療養費の支給適正化及び保険者事務の効率化のため、市町村から委託を受け、保険者事務共同処理事業として療養費の点検業務、あはき療養費の審査並びに柔整及びあはき療養費の患者調査業務を引き続き実施する。

3 第三者行為求償事務の取組強化

(1) 第三者行為求償⁽¹⁸⁾の現状

県内市町村の2021(令和3)年度における第三者行為求償については、合計1,021件、約3億4,749万円の調定実績があり、1件当たり約34万円の求償額となっている。(図表4-8)

〔図表4-8〕【令和3年度 市町村国保 第三者行為求償の状況】

	交通事故 求償実績	その他	合計
調定件数（件）	993	28	1,021
調定額（千円）	345,360	2,131	347,491

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

(2) 第三者行為求償事務の充実強化に向けた取組

ア 傷病届の自主的な提出率の向上

第三者行為求償事務の充実強化にあたっては、傷病届の自主的な提出率を高める必要があることから、次の取組を行う。

- ① 国保連合会は、第三者行為に係る被保険者及び関係者等への調査・傷病届の届出勧奨等を行う「第三者行為傷病原因調査支援事業」の受託範囲を拡大し、第三者行為と疑われる被保険者を抽出するなどの初動対応業務を新たに実施する。
- ② 県及び市町村は、診療時に第三者行為による傷病疑いのある被保険者に傷病届提出を促すよう医療機関に対し働きかける(2021(令和3)年度は約4割の市町村が働きかけを実施。)。
- ③ 市町村は、被保険者あての書類送付時に、傷病届提出の勧奨チラシを封入するなどの届出勧奨を行う(2021(令和3)年度は約7割の市町村が封入済み。)。
- ④ 市町村は、消防の搬送記録やテレビニュースなどから把握した第三者行為について、被保険者に対する傷病届提出を勧奨する。
- ⑤ 県及び市町村は、ホームページやパンフレット等による広報活動を実施する。

⁽¹⁸⁾第三者行為求償：交通事故等、第三者（加害者）による不法行為の結果、生じた保険給付について、被保険者が加害者に対して有する損害賠償請求権を保険者が代位取得しこれを行使すること

イ レセプトによる第三者行為の発見率の向上

- ① 国保連合会は、第三者行為求償システムにより、第三者行為疑いのレセプトの抽出など、市町村の求償事務を支援する。
- ② 市町村は、レセプト点検の委託内容に第三者行為疑いの抽出を含める（2021（令和3）年度は約9割の市町村で実施済み。）。
- ③ 県及び市町村は、レセプトへの「10. 第三」の記載について、医師会の協力を得て医療機関へ働きかける（2021（令和3）年度は約5割の市町村で実施済み。）。

ウ 第三者行為求償事務担当職員の能力向上及び事務の効率的な実施

- ① 市町村は、国が設置する第三者行為求償事務アドバイザーを活用し、具体的な課題の解決策等について助言を受け、損害賠償請求等の専門的知識を習得するなど、求償事務担当職員の能力向上を図る。
- ② 県及び国保連合会は、求償事務担当職員等を対象に、求償事務に関する知識や求償システムの操作方法などに関する研修会を開催し、職員の能力向上を図る。
- ③ 国保連合会は、第三者行為に係る債権確定交渉や請求権の行使等を受託する「第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業」を実施し、市町村等との分業による事務処理の効率化を図る。
- ④ 県は、2025（令和7）年度以降、市町村による保険給付の適正な実施を確保するため、広域的・専門的見地から必要があると認めるときは、市町村から委託を受けて、第三者求償事務を行うことが可能となる。
今後、国から示される予定の委託事務の範囲や具体的な国の支援策を踏まえ、県、市町村及び国保連合会において、協議・検討を行う。

第5章 県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営及び被保険者の健康の保持増進のために必要と認める医療費の適正化の取組に関する事項

1 医療費適正化計画との関係

運営方針については、法第82条の2第5項の規定により、県の医療費適正化計画との整合を図ることとされている。

医療費適正化の推進の面から、国保制度の分野において、県民の健康の保持や医療の効率的な提供の推進について、県と市町村、関係団体が一体となって地域の実情を踏まえながら取り組んでいく。

2 県民の健康の保持の推進

(1) 特定健康診査及び特定保健指導の推進

ア 現状

本県の2021（令和3）年度の特定健康診査の実施率は51.9%となっており、全国平均56.2%を下回っている。本県では対象者213万3,132人（推計）のうち110万7,414人が受診している。

本県の2021（令和3）年度の特定保健指導の実施率は26.0%となっており、全国平均24.7%を上回っている。本県では対象者19万7,113人のうち5万1,191人が受けている。

イ 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上等に向けた取組

(ア) 特定健康診査・特定保健指導に関する情報提供、普及啓発

① 特定健康診査・特定保健指導の実施率向上に向け、広く一般県民が集まる場での受診勧奨など、県民に対し健診の必要性や制度について更なる普及啓発に取り組む。その中でも、働く世代のうちから健康づくりに取り組むために、中小事業所への健康づくり実践アドバイザーの派遣などの実施率向上に係る普及啓発の取組を引き続き行い、特定健康診査受診の啓発や健康づくりのきっかけの提供を行う。

② 県、市町村、関係団体等が収集・分析した特定健康診査・特定保健指導に関する各種情報については、保険者協議会等において共有し、効果的・効率的な特定健康診査・特定保健指導を推進する。

③ 県は、特定保健指導の質の向上を図るため、保険者及び後期高齢者医療広域連合（以下「医療保険者」という。）や特定保健指導実施機関等の特定保健指導従事者を対象とした研修を、引き続き実施する。

(イ) 医療保険者の実施率向上の取組への支援

① 県は、引き続き医療機関等と連携し、かかりつけ医から患者・家族への特定健康診査の受診の働きかけを行う。

- ② 県は、実施率向上のため、市町村国保への財政支援を引き続き実施とともに、好事例の横展開として実施率が高い市町村の効果的な取組を他の市町村に広げていく。また、市町村国保は、特定保健指導を充実するため、本人の同意の下、医療機関の協力を得て、医療機関で治療中の対象者の検査データを収集する取組を引き続き行うとともに、県はこれを支援する。
- ③ 被用者保険については、引き続き、被用者保険の被扶養者が、居住地の市町村で特定健康診査とがん検診を同時に受診できる「総合健診」の更なる推進に取り組むとともに、労働安全衛生法に基づく健康診断結果の全国健康保険協会への提供の呼びかけなどの働きかけを実施する。

(ウ) 特定健康診査データ及びレセプトデータに基づく医療費分析の実施

- ① 医療保険者は、データヘルス計画に基づく保健事業を実施し、特定健康診査データとレセプトデータに基づく医療費の動向、患者の増減などを把握とともに、特定健康診査・特定保健指導の効果の評価に努め、施策へ反映させる。
- ② 県は、保有する地域の疾病情報、レセプトデータ等の分析結果等を医療保険者へ提供するとともに、医療保険者と連携しながら特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上のため、保険者協議会において、県全体の目標の達成に向けた取組を検討する。

(エ) 国保連合会における市町村支援

- ① 国保データベース（以下「KDB」という。）システム⁽¹⁹⁾等の運営及び活用方法について、市町村の保健師、栄養士等を対象とした研修を実施するとともに、KDBシステムによる分析結果等の情報提供を行う。
- ② 特定健診の受診券等の作成や健診結果の分析、費用の決済処理等を行う特定健診等データ管理システムの運営を行う。
- ③ 医療機関で治療中の特定健診未受診者を対象に、医療機関で実施した検査の中から特定健診に該当する検査項目の情報を収集する。
- ④ 人間ドックを受診している被保険者（特定健診未受診者に限る。）を対象に、健診機関から特定健診検査項目の結果データを収集する。
- ⑤ 広報活動の充実強化を図るために、市町村と共同してテレビ・ラジオCM制作・スポットCMの放映放送、SNSを活用した広報を実施する。

⁽¹⁹⁾国保データベース（KDB）システム：国保連合会が保有する健診・医療・介護の各種データを利活用して、統計情報等を保険者に提供するためのシステム

(2) 健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等

ア 現状

本県の2021（令和3）年度のメタボリックシンドロームの該当者の割合は16.7%であり、全国値16.6%を上回っている。また、予備群においても、本県の割合は12.9%であり、全国値12.5%を上回っている。

国民生活基礎調査によると、本県の2022（令和4）年の20歳以上の者の喫煙率は17.6%であり、全国平均16.1%を上回っている。

日本透析医学会「わが国の慢性透析療法の現況」によると、本県の2022（令和4）年度の人口100万人当たりの透析患者数は3,038.3人となっており、全国平均を257.3人上回っている。

本県の2022（令和4）年の糖尿病性腎症を原疾患とする新規透析導入患者数は、604人となっている。

イ 健康づくりによる生活習慣病予防と重症化予防等に向けた取組

（ア）「福岡県健康増進計画（いきいき健康ふくおか21）」の推進

健康増進計画に基づき、生活習慣病予防の徹底について、栄養・食生活、身体活動・運動、休養・睡眠、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康や健診・保健指導の観点から、市町村や関係団体等と相互に連携を図り、県民が自主的に取り組む健康づくりを支援する。

（イ）県民の自主的な健康づくり、生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底

- ① 県民に対する生活習慣に関する正しい知識の普及啓発により、県民各自の健康づくり及び生活習慣病の発症予防の動機づけが行われ、自らの健康の保持に努める意識づくりにつながるように、市町村、医療保険者、関係団体と連携した啓発活動を推進する。
- ② 糖尿病の発症・重症化予防に関しては、関係団体及び学識経験者による「福岡県糖尿病対策推進会議」において連携や取組の共有を行うとともに、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に基づく市町村、医療保険者、医療機関の取組を支援する。
- ③ 県は、市町村国保が行う「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」に沿った取組への財政支援を行うとともに、市町村が行う糖尿病性腎症重症化予防の効果が高い取組を支援する。
- ④ 国保連合会は、市町村に対し、「福岡県糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を踏まえた糖尿病性腎症重症化予防セミナーを開催する。

（ウ）たばこ対策の推進

- ① 県民に対して、たばこが健康に及ぼす影響等について情報提供し、たばこに関する知識の普及啓発に努める。特に、20歳未満の者に対しては、喫煙防止啓発リーフレットを作成し、学校等と連携して喫煙防止教育を実施するなど、生涯禁煙の動機付けを図る。

- ② 関係団体、学識者、事業所等で構成する「福岡県たばこ対策推進会議」において、20歳未満の者の喫煙防止、受動喫煙防止、禁煙支援に関する具体的な方法について協議の上、取組を行う。また、ふくおか健康づくり団体・事業所宣言（禁煙の促進、受動喫煙の防止分野）の登録を促進し、「望まない受動喫煙」の防止を図る。
- ③ 卒煙サポート薬局における禁煙相談など、関係団体と連携して、地域において禁煙に関する相談が受けられる体制づくりを進め、禁煙を希望する人を支援する。

（3）がん予防の推進

ア 現状

がんは、本県においても死因の第1位であり、2022（令和4）年では年間1万6,150人の県民ががんで亡くなっている。

本県の2022（令和4）年のがん検診受診率は、胃がん40.4%、肺がん44.4%、大腸がん42.1%、乳がん44.7%、子宮頸がん42.6%と部位によって差があり、全国平均と比較すると、いずれの部位も低い傾向にある。

イ がん予防の推進に向けた取組

（ア）がん予防対策の推進

- ① たばこ対策や食生活・運動などの生活習慣の改善を推進する。
- ② B型及びC型肝炎ウイルス無料検査や初回精密検査、定期検査、肝炎医療費への助成等の肝炎対策に、引き続き取り組む。

（イ）がん検診受診率の向上

- ① 引き続き、従業員やその家族へのがん検診受診を推進する事業所の拡大や、企業と連携した幅広い普及啓発の取組を行う。
- ② 受診率の低い若年女性、社会保険（職域検診）から国保（市町村検診）の切り替えが必要な退職者など、対象者の視点に立った啓発や、受診しやすい環境の整備を実施し、がん検診受診に向け、行動変容を促す取組を関係者等と連携して推進する。
- ③ がん検診受診率向上効果が実証された受診勧奨策について、市町村に対して研修会等を通じた実施計画策定支援を行い、受診率向上施策の実施を県全体へ普及する。
- ④ 職域におけるがん検診について、法的な位置付け等、国の検討状況を注視しつつ、がん検診の重要性や正しいがんの知識等について、県内企業や事業所等への情報発信を進める。

（ウ）がん検診の質の向上

- ① 引き続き、福岡県集団検診協議会等において、適切な精度管理について協議し、市町村に対しがん検診の担当者ヒアリングや研修会の実施等を通じ

て必要な指導・助言等を行うことで、精度管理の向上を図る。また、検診機関における精度管理の状況の実態把握を行った上で、精度管理に関する研修会等の対象を、市町村のみならず検診機関に拡大していくことを検討し、検診機関の質の向上に努める。

- ② 職域のがん検診については、国の実態把握方法の検討状況を注視しつつ、適切な精度管理を図るための参考情報等について、県内企業や事業所等への情報発信に努める。
- ③ 引き続き、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」に基づく市町村の適切ながん検診の実施に向けた取組を進める。

(4) 歯科口腔保健の推進

ア 現状

2022（令和4）年度、過去1年間に歯科受診（検診を含む）した者の割合は、59.0%であり、2016（平成28）年度の57.8%より改善傾向にある。

本県の2021（令和3）年度の歯周疾患健診の要精検者の割合は70.4%となっており、全国平均66.5%を上回っている。

イ 歯科口腔保健の推進に向けた取組

（ア）歯科健診（受診を含む）の受診率の向上

市町村や事業所等における定期的な歯科健診及び歯科保健指導の実施を促進するとともに、「かかりつけ歯科医」を持つことの重要性について啓発する。

（イ）歯科疾患の予防

- ① 児童生徒や保護者、学校関係者等に対して、フッ化物の効果や安全性への理解促進を図ることにより、フッ化物洗口の実施拡大に取り組む。
- ② 毎食後のフッ化物入り歯磨剤を用いた歯みがきや、補助的清掃用具（デンタルフロス、歯科ブラシ等）を併用した口腔清掃など、県民がセルフケアに関する知識と方法を習得できるよう啓発に努め、歯周病予防及びう蝕予防を図る。
- ③ 歯周病は、糖尿病や心疾患等の生活習慣病に影響を与えることから、医科と歯科が連携した対策を推進するとともに、健康教育等の場において、歯周病と全身の健康との関連や歯周病の予防について理解を深めるための啓発を行う。

（ウ）口腔機能の獲得・維持・向上

- ① 「噛む」、「味わう」、「飲みこむ」等の「食べ方」の機能発達を促す食育支援や、口腔機能の獲得等に悪影響を及ぼす指しゃぶりや口呼吸等の習癖の除去が、生涯を通じた口腔機能の維持につながることについて、普及啓発を行う。

② 健康寿命の延伸や生活の質（ＱＯＬ）の向上に重要なオーラルフレイルについての知識を周知するとともに、口腔機能に関わる舌や顔面周囲の筋力の保持増進の啓発に取り組み、口腔機能低下を予防する。

(エ) 定期的に歯科健診又は治療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健がい者（児）や要介護者が利用する施設の関係者に対し、引き続き、口腔健康管理の重要性について啓発するとともに、その手法について指導する。

3 医療の効率的な提供の推進

(1) 後発医薬品の使用促進

ア 現状

国の「経済財政運営と改革の基本方針 2021」において、「後発医薬品の数量シェアを 2023（令和 5）年度末までに全ての都道府県で 80%以上とする」という目標が設定されている。入院外（調剤含む。以下同じ。）における後発医薬品の普及率（数量ベース）は、本県が 2021（令和 3）年度に 77.6%となっており、全国平均の 76.0%を上回っている。

後発医薬品全体（入院、入院外、歯科）の普及率（数量ベース）では、本県が 2021（令和 3）年度に 81.0%となっており、2018（平成 30）年度の 76.9%から、4.1 ポイント上昇している。

イ 後発医薬品の使用促進に向けた取組

(ア) 県民、医療関係者等へのジェネリック医薬品の理解促進

- ① 学識経験者、医療関係者、業界関係者等からなる「福岡県ジェネリック医薬品使用促進協議会」において、ジェネリック医薬品を使用しやすい環境を整備するための対策について検討を進める。
- ② 県民への普及啓発のために、薬局での服薬指導などの機会を捉え、ポスター及びリーフレット等を活用した取組を行う。

(イ) 医療機関等におけるジェネリック医薬品の使用に係る環境整備

- ① 福岡地区、北九州地区、田川地区において、地域関係者による地域協議会を開催し、ジェネリック医薬品の普及促進等に関する取組を行う。
- ② 医師、薬剤師のジェネリック医薬品の品質に対する不安へ対応するため、県内各地域のモデル病院が採用しているジェネリック医薬品リスト及び県内で使用されているジェネリック医薬品使用量上位品目リストの作成・配布を行う。

- ③ レセプトデータを用いて、薬剤別・市町村別等のジェネリック医薬品普及状況について分析を行い、関係機関へ情報提供するなど、新たな対応策の検討等を行う。

(ウ) ジェネリック医薬品の普及促進の支援

- ① 被保険者の医療費負担軽減を図る観点から、医療保険者が行う被保険者への差額通知事業の支援を行うなど、より効果的な普及促進のための取組を進める。
- ② 県は、好事例を横展開させるため、市町村国保において、普及率が向上した市町村の取組を他の市町村に情報提供する。
- ③ 国保連合会は、市町村の委託を受け、後発医薬品差額通知書及び普及促進シールを作成する。また、市町村と共同で、テレビ及びラジオCMによる広報活動を実施し、ジェネリック医薬品の普及促進を支援する。

(2) 医薬品の適正使用の推進

ア 現状

本県で2021（令和3）年度に複数の医療機関から同一月内に同一成分の薬剤を投与された患者数の割合は、2.14%となっており、全国平均2.05%を上回っている。

イ 医薬品の適正使用の推進に向けた取組

(ア) 県民、医療関係者への普及啓発

県民への医薬品の適正使用に関する理解促進を図るため、薬局での服薬指導などの機会を捉え、リーフレット等を活用した取組を行う。

(イ) かかりつけ薬剤師・薬局の機能を活用した医薬品の適正使用の促進

医薬品の適正使用の促進のためお薬手帳及び電子処方箋の活用を促すとともに、お薬手帳等の服薬情報や、患者、医療機関から提供される患者情報に基づく、かかりつけ薬剤師・薬局による質の高い疑義照会、服薬指導を行う。

(ウ) 重複・多剤服用者に対する訪問指導

市町村国保及び後期高齢者医療広域連合は、重複・多剤服用者に対する健康管理や医療への知識を深めてもらうことを目的として訪問指導を実施する。

その際、被保険者のレセプトから受診状況や調剤の状況を把握し、その状況を改善するため、医療機関、薬局との連携について、検討を行う。

国保連合会は、市町村の委託を受けて、保健師等が重複・多剤服用している被保険者を直接訪問し、服薬に関する助言等を行う。

4 その他の医療費の適正化の取組

(1) 重複・頻回受診者等に対する訪問指導

- ① 医療保険者は、引き続き、重複・頻回受診者に対する健康管理や医療への知識を深めてもらうことを目的として実施する訪問指導について、他の保健事業と連携しながら実施する。
- ② 医療保険者は、レセプトから指導後の受診行動や医療費等を把握することで指導効果の確認に努め、効果的な訪問指導の方法について検討を行う。
- ③ 国保連合会は、市町村の委託を受けて、保健師等が重複・頻回受診している被保険者を直接訪問し、適正な受診や健康状態に応じた生活指導等を行う。

(2) データヘルス計画⁽²⁰⁾の推進

医療保険者は、引き続き、データヘルス計画に基づく、効果的かつ効率的な保健事業を行う。

県は、国保連合会と連携し、新たに市町村国保のデータヘルス計画の標準化を取り組むとともに、引き続き、KDBシステム等の活用による医療費の適正化に関する施策の検討を行うなど、市町村国保への効果的・効率的な支援に取り組む。

(3) 医療費の高い市町村における医療費適正化の推進

県は、毎年度、医療費の高い市町村を高医療費市町村として指定し、当該市町村の医療費分析のほか、保健事業への財政的・技術的支援を実施する。

県から指定を受けた高医療費市町村は、医療費分析の結果を踏まえ、医療費適正化に資する事業を企画・立案し、被保険者の予防・健康づくりや重症化予防等の取組を推進する。

⁽²⁰⁾データヘルス計画：健康・医療情報を活用してP D C Aサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るため市町村等が作成する保健事業の実施計画

第6章 市町村が担う国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進に関する事項

1 これまでの取組等

福岡県市町村国保広域化等支援方針（2010（平成22）年12月27日策定、2016（平成28）年4月1日改正）における検討を踏まえ、これまでに次の表のとおり市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化（以下「事務の標準化等」という。）を行った。
(図表6-1)

〔図表6-1〕【これまでに事務の標準化等を行った項目】

	項目	実施開始時期	事務内容
①	高額療養費の世帯の継続性の判定	平成30年4月	国の参酌基準（世帯主に着目した判定）
②	高額療養費の該当回数の通算	平成30年4月	国が示した「申請があれば支給可能な該当回数」と規定
③	標準的なセキュリティレベルの情報の取扱い	平成30年4月	国通知に基づき個人情報流出防止のための対策を実施
④	クラウド化の推進	平成30年4月	ふくおか自治体クラウド（FMC）の利用等の利用
⑤	療養費の支給（14日以内ルール）	平成30年4月	「緊急その他やむを得ない理由」の判断基準（※参考）
⑥	療養費の支給（往療料）	平成30年4月	「通所して治療を受けることが困難な場合」の判断基準（※参考）
⑦	葬祭費の支給	平成30年4月	支給額（3万円）及び添付書類
⑧	出産育児一時金の支給	平成29年度以前	支給額（健康保険法に準ずる額）
⑨	被保険者証の交付	令和元年8月	更新時期（8月）の統一及び交付方法等
⑩	申請書等の記載事項（第三者求償事務）	平成30年4月	第三者行為の有無の記載欄を各申請書に追加
⑪	高額療養費の申請勧奨	平成30年4月	勧奨の最低基準の金額（5千円）及び頻度（2カ月に1回以上）等の設定
⑫	柔整療養費の支給（患者照会中の取扱い）	平成30年10月	原則支給保留（保留期間は各市町村で設定）

また、次の項目について、事務の標準化等を図るため、国保連合会との共同事業を実施した。(図表 6-2)

〔図表 6-2〕【国保連合会との共同事業を実施した項目】

項目	実施開始時期	事務内容
⑬ 療養費の審査（点検）	平成 30 年 4 月 ※あはき療養費の審査：令和 2 年 7 月	① 療養費の申請書の点検事務等 ② あはき療養費の申請書の点検事務・審査、被保険者への調査（患者調査） ③ 柔整療養費に係る被保険者への調査（患者調査）
⑭ 特定健康診査未受診者情報の収集事業	平成 30 年 4 月	該当者の抽出、特定健診に係る検査データの収集、費用決済
⑮ 後発医薬品差額通知等	平成 29 年度以前 (平成 23 年 10 月から実施)	後発医薬品普及促進支援通知書の作成
⑯ 重複・頻回受診者等への訪問指導	平成 26 年 4 月	対象者抽出、訪問指導、指導票データの作成、事業実施報告、事業評価
⑰ 医療費通知	平成 29 年度以前 (国保総合システムで運用を開始した平成 23 年度以前から実施)	医療費通知の作成
⑱ 高額療養費関係事務	平成 30 年 4 月	高額療養費申請勧奨通知及び申請書の作成
⑲ 特別調整交付金（結核・精神）申請	平成 30 年 4 月	特別調整交付金（結核・精神）申請対象レセプトの抽出・特定

※参考 療養費支給基準（2023（令和 5）年 12 月現在）

（1）療養費支給基準（14 日以内ルール）

法第 54 条第 2 項では、「被保険者が電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けないで保険医療機関等について診療又は薬剤の支給を受けた場合において、当該確認を受けなかったことが、緊急その他やむを得ない理由によるものと認めるときは、療養の給付等に代えて、療養費を支給する」とされている。県内

市町村における、その取扱いについて、以下のとおり療養費の支給基準を定めるものとする。

ア 電子資格確認等により被保険者であることの確認を受けなかったことによる「緊急その他やむを得ない理由」の判断基準

(ア) 電子資格確認を受けることができない場合であって、被保険者証等の被保険者資格情報の記載のある書面（以下「被保険者証等」という。）の交付を受けている場合

- ① 旅行中の急病やケガであって、被保険者証等を提出できなかつた場合
- ② 地震や風水害等の被害により、被保険者証等を提出できなかつた場合

(イ) 電子資格確認を受けることができない場合であって、被保険者証等の被保険者資格情報の記載のある書面の交付を受けていない場合

- ① 資格取得届は保険者に提出されているが、被保険者証等が未交付の場合
- ② 資格取得届を保険者に提出できなかつたが、資格取得から 14 日以内に届出をしなかつたことについて、やむを得ない理由がある場合

イ 上記ア (イ) ②の「14 日以内に届出をしなかつたことについて」のやむを得ない理由の判断基準

- ① 地震や風水害等による被害、また、本人の病気や入院等の理由により届出ができなかつた場合
- ② 届出を知らなかつた、忘れていた、忙しかつたとの理由（※1）により届出ができなかつた場合

単に、14 日以内に届出がなかつたという事象だけで画一的に療養費を支給しないとするのではなく、期間内に届出ができなかつた理由を確認して、市町村が判断する必要がある。

（※1） 忘れていた、忙しかつたことが客観的に認められる資料としては、例えば、家族の看護・介護が必要であったことがわかる診断書、冠婚葬祭や入学・卒業などの特別な行事等の準備や実施に忙殺されていたことが推察される資料、就労証明書、旅行証明、診断書等の第三者による証明書が考えられる。

ウ 届出義務者に悪質性が認められるため、上記イ②の「やむを得ない理由」に該当しないものとして扱い、遡及して療養費を支給しない場合

- ① 住民基本台帳法の規定により、届出を行わなかつたことに関し、過料に処せられた場合
- ② 過去に保険料の未納があり、納付相談を放置したまま資格取得の届出をしていない場合
- ③ 社会保険の資格喪失からなんら遅延なく資格喪失証明書を受け取ったにも関わらず、特段の理由もなく 14 日を過ぎても届出をしていない場合
- ④ 普段、国保の療養の給付を受けることがないため、本人の意思により資格

取得の届出をせず、体調を崩したために病院で治療を受け、治療後支払いが困難なため資格取得の届出をした場合

(2) 療養費支給基準（往療料）

はり、きゅう、あんま・マッサージの施術に係る往療料については、歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由等により通所して治療を受けることが困難な場合に、患家の求めに応じて患家に赴き施術を行った場合に支給できるとされている。

次のとおり往療料の支給基準を定めるものとする。

- ① 患者の状態を把握した上で判断する必要があるので、患者、家族、施術所（施術師）、同意医師等関係者に確認することを基本とする。
- ② 往療料の支給要件である「歩行困難等、真に安静を必要とするやむを得ない理由」に該当するものとしては、「寝たきり」の状態を基本とする。

なお、「寝たきり」については、厚生省大臣官房老人保健福祉部長通知の「障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準」のランクB又はランクCとする。（図表6-3）

【図表6-3】【障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 抜粋】

寝 た き り	ランク B	屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上の生活が主体であるが、座位を保つ 1. 車いすに移乗し、食事、排泄はベッドから離れて行う 2. 介助により車いすに移乗する
	ランク C	1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する 1. 自力で寝返りをうつ 2. 自力では寝返りもうてない

- ③ 現在、策定されている市町村の基準を勘案すると、対象を「寝たきり」の状態だけに限定することは、対象の範囲が狭くなると考えられるので、重度の身体障がいがあり、介助が必要な方も対象とする。

なお、重度の身体障がいを有する方については、厚生省社会・児童家庭局長連名通知「身体障害者に対する旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引について」の第1種身体障がい者のうち、歩行困難と考えられる下表に該当する方とする。（図表6-4）

【図表 6-4】【第 1 種身体障がい者のうち、歩行困難と考えられる障がいの区分】

障がいの区分	障がいの等級
視覚障がい	1 級～3 級及び 4 級の 1
聴覚障がい	2 級及び 3 級
上肢不自由	1 級、2 級の 1 及び 2 級の 2
下肢不自由	1 級、2 級及び 3 級の 1
体幹不自由	1 級～3 級
上肢機能障がい	1 級及び 2 級
移動機能障がい	1 級～3 級

- ④ 認知症の患者等、歩行は可能であっても、患者自身での行動が著しく制限され、通所できない状況等を個々に判断する必要がある場合も考えられるため、上記③の重度の身体障がいを有する方と同程度に歩行等に介助を要すると、保険者において認められる方も対象とする。

2 今後の取組等

(1) 県が市町村から委託を受けて実施する第三者求償行為事務

第 4 章 3 (2) ウ④のとおり。

(2) データヘルス計画の標準化

第 5 章 4 (2) のとおり。

(3) 事務処理システムの標準化

地方公共団体の情報システムの標準化のために必要な基準（以下「標準化基準」という。）に適合するシステムを 2025（令和 7）年度末までに利用することが法律で義務付けられたことから、市町村は、市町村事務処理標準システムを標準化基準に適合するように改修するか、標準化基準に適合するシステムを導入する。

そのほか、事務の標準化等を行うべき事務や共同事業として実施すべき事業について、県、市町村及び国保連合会で引き続き、協議・検討していく。

第7章 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項

1 保健医療サービス・福祉サービス等との連携

(1) 保健医療と福祉サービスに関する施策等との連携

本県では、2022（令和4）年3月に、県の目指すべき姿を示すとともに、県政の各分野における施策の方向を示し、県の行政運営の指針となる「福岡県総合計画」を策定した。

運営方針は、総合計画の基本方向の一つ「誰もが住み慣れたところで働き、長く元気に暮らし、子どもを安心して生み育てることができる」に掲げる取組事項の「健康づくり、安心で質の高い医療の提供」を推進するための個別分野における方針としての性格を有する。

また、運営方針に関連する保健・医療・福祉分野の取組には、主な計画として次のものがあり、運営方針に定める取組のほか、県と市町村が国保の共同運営者として、国保の分野から各計画の施策を推進する。

- ① 「福岡県健康増進計画」（いきいき健康ふくおか21）
- ② 「福岡県がん対策推進計画」
- ③ 「福岡県医療費適正化計画」
- ④ 「福岡県保健医療計画」
- ⑤ 「福岡県高齢者保健福祉計画」
- ⑥ 「福岡県障がい者長期計画」「福岡県障がい者福祉計画・福岡県障がい児福祉計画」
- ⑦ 「福岡県歯科口腔保健推進計画」

(2) 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組

ア 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進

医療・介護が必要になっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進が進められている。

イ 地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に向けた取組

県及び市町村は、国保の保険者としての立場からも、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた地域包括ケアシステムの構築及び深化・推進に参画していくものとする。

このため、保険者努力支援制度の評価指標に掲げられている項目を中心に、取り組むこととする。

〔2023（令和5）年度保険者努力支援制度（市町村分）の例〕

地域包括ケアシステムの推進に関する取組の実施状況

- ① 地域包括ケアシステムの構築に向けた医療・介護・保健・福祉・住まい・生活支援など部局横断的な議論の場に国保部局として参画し、KDB等を活用したデータ提供等により地域の課題を共有し、対応策を検討するとともに、地域支援事業に国保部局として参画
- ② KDB等を活用して前期高齢者等のハイリスク群・予備群等を抽出し、国保部局として当該ターゲット層に対する支援を実施（お知らせや保健師等専門職による個別支援、介護予防を目的とした取組等）
- ③ 国保直診施設等を拠点とした取組をはじめ、医療・介護・関係機関の連携による地域包括ケアシステムの推進に向けた取組の実施

2 国保データベース（KDB）等情報基盤の活用

（1）KDBシステム等の活用

2018（平成30）年度以降、県も国保の保険者となったことから、KDBシステムを活用し市町村の特定健康診査情報や医療情報に関する統計データの閲覧等が可能となった。

また、県として、納付金の算定基礎となる医療費の分析を行うことは極めて重要であり、運営方針に掲げた取組を推進するにあたっての基礎となるものである。

（2）KDBシステム等を活用した取組

県は、KDBシステムに代表される健康・医療情報に係る情報基盤を活用し、市町村に対し必要な助言及び支援を実施する。

また、国保被保険者の健康の保持増進、疾病予防、生活の質の向上等に資するため、KDBシステム等を活用した調査・分析を行い、市町村に分析結果等を提供することにより、市町村が実施する保健事業の支援及び医療費適正化の取組に資するものとする。

第8章 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他都道府県が必要と認める事項に関する事項

1 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整その他

(1) 福岡県国保共同運営会議の設置及び運営

2018（平成30）年度以降の国保の共同運営の円滑化を図ることを目的として、県と市町村で協議をするため、「福岡県国保共同運営会議」を設置した。

主な協議事項は、次のとおり。

- ① 運営方針の進捗管理・見直し
- ② 保険料水準の統一
- ③ 更なる事務の標準化等の検討

(2) 福岡県国民健康保険運営協議会への市町村の参画

県と情報を共有するために、国保の共同運営者である市町村も福岡県国民健康保険運営協議会へ参画する。

また、参画する市町村は、福岡県国保共同運営会議参加市町村の中から選定する。

(3) 研修会等の実施

国保制度の円滑な運営にあたっては、運営を支える職員の資質向上、事務・施策の改善に向けた研究・検討は重要な課題であるため、今後の取組について、運営方針に位置づけて実施するものとする。

資料編

図表 1-1	市町村別被保険者数の推移	52
図表 1-4	市町村別 1人当たり医療費の推移	53
図表 1-4	令和3年度市町村別 1人当たり医療費	54
図表 1-9	納付金算定における年齢調整後の医療費指数	55
図表 1-9	令和5年度納付金算定における年齢調整後の医療費指数	56
図表 2-1、2-2	国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和3年度）	57
図表 3-2	市町村別収納率の推移	60
図表 3-3	市町村別 納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移	61
図表 3-4	市町村別滞納世帯割合の推移（各年度6月1日現在）	64
図表 4-2	市町村別レセプト内容点検効果率の状況の推移	65

図表1-1 市町村別被保険者数の推移（単位：人）

保険者番号	保険者名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	北九州市	200,611	196,580	192,913
2	福岡市	316,709	314,090	310,580
3	大牟田市	26,060	25,557	25,086
4	久留米市	67,038	65,601	64,260
5	直方市	11,954	11,696	11,527
6	飯塚市	27,400	27,033	26,780
7	田川市	10,392	10,145	10,049
8	柳川市	16,982	16,653	16,209
9	嘉麻市	9,723	9,448	9,278
10	朝倉市	12,912	12,575	12,454
11	八女市	17,632	17,157	16,873
12	筑後市	10,626	10,470	10,317
13	大川市	8,616	8,367	8,019
14	行橋市	14,872	14,718	14,558
15	豊前市	5,754	5,627	5,487
16	中間市	10,410	10,160	9,862
17	小郡市	11,519	11,261	11,115
18	筑紫野市	20,209	20,099	20,057
19	春日市	21,989	21,568	21,242
20	大野城市	18,727	18,474	18,150
21	太宰府市	14,800	14,512	14,150
22	那珂川市	11,295	11,162	10,977
24	宇美町	7,858	7,736	7,669
25	篠栗町	5,694	5,551	5,452
26	志免町	9,166	9,109	8,926
27	須恵町	6,008	5,813	5,706
28	新宮町	4,940	4,931	4,991
29	古賀市	11,865	11,669	11,525
30	久山町	1,757	1,668	1,627
31	粕屋町	7,558	7,384	7,245
32	宗像市	20,102	19,748	19,712
33	福津市	13,656	13,491	13,199
37	芦屋町	3,126	3,055	2,962
38	水巻町	6,650	6,490	6,304
39	岡垣町	6,761	6,642	6,567
40	遠賀町	4,518	4,438	4,318
41	小竹町	1,746	1,698	1,637
42	鞍手町	3,791	3,759	3,703
43	宮若市	6,123	5,967	5,872
45	桂川町	3,278	3,220	3,149
55	筑前町	6,663	6,650	6,606
57	東峰村	621	624	610
59	糸島市	26,742	26,503	26,340
62	うきは市	7,607	7,396	7,249
66	大刀洗町	3,543	3,511	3,474
68	大木町	3,121	3,058	3,043
73	広川町	4,723	4,616	4,553
76	みやま市	9,955	9,713	9,528
81	香春町	2,538	2,525	2,498
82	添田町	2,495	2,387	2,273
83	福智町	5,654	5,559	5,493
84	糸田町	2,089	2,088	2,047
85	川崎町	3,940	3,929	3,877
88	大任町	1,223	1,227	1,251
89	赤村	831	796	796
90	苅田町	6,953	6,860	6,791
91	みやこ町	4,901	4,791	4,658
94	築上町	4,168	4,061	3,943
95	吉富町	1,483	1,422	1,383
97	上毛町	1,773	1,739	1,720
市町村計		1,091,850	1,074,777	1,058,640

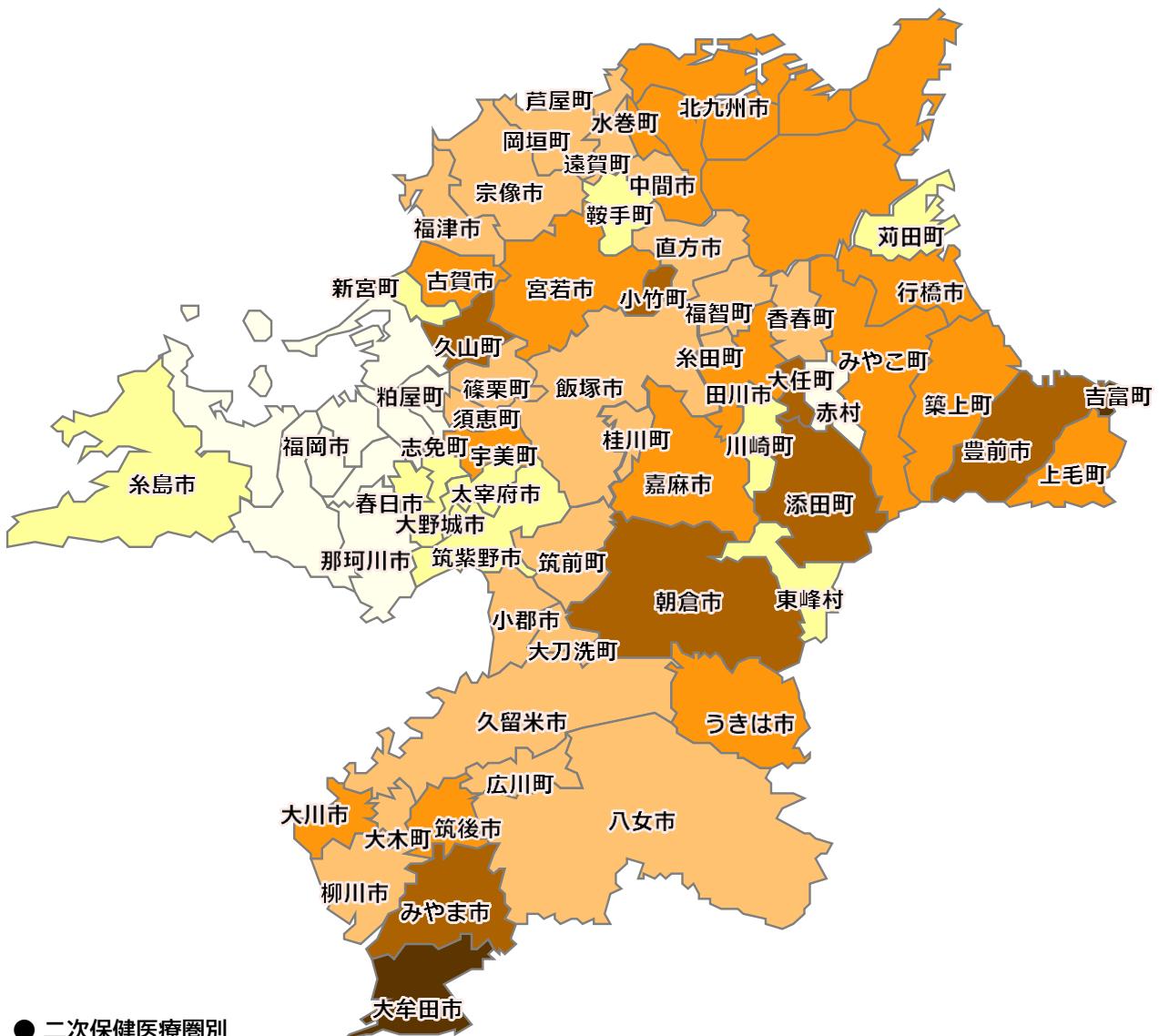
出典：国民健康保険事業報告書（事業年報）

図表1-4 市町村別 1人当たり医療費の推移（単位：円）

保険者番号	保険者名	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1	北九州市	420,001	406,975	437,414
2	福岡市	345,045	330,148	359,169
3	大牟田市	468,570	470,317	487,797
4	久留米市	403,171	399,035	413,809
5	直方市	404,894	397,294	416,108
6	飯塚市	401,691	399,451	419,171
7	田川市	430,027	416,895	448,325
8	柳川市	421,838	419,445	426,345
9	嘉麻市	421,521	434,178	440,907
10	朝倉市	432,017	431,042	464,419
11	八女市	408,866	405,595	409,802
12	筑後市	419,680	412,725	443,447
13	大川市	433,101	421,405	441,042
14	行橋市	416,131	409,648	437,635
15	豊前市	468,672	444,281	459,856
16	中間市	392,868	382,207	408,348
17	小郡市	399,316	388,459	413,219
18	筑紫野市	398,331	380,870	402,315
19	春日市	356,559	354,984	381,566
20	大野城市	369,301	352,596	386,448
21	太宰府市	379,552	355,186	400,050
22	那珂川市	366,235	366,636	368,177
24	宇美町	400,355	389,539	437,866
25	篠栗町	399,054	387,318	408,162
26	志免町	347,981	358,445	368,694
27	須恵町	422,229	399,968	425,008
28	新宮町	379,944	346,088	389,639
29	古賀市	412,156	403,170	431,796
30	久山町	422,310	409,992	458,845
31	粕屋町	373,347	347,750	374,542
32	宗像市	409,180	394,623	420,145
33	福津市	415,029	399,826	418,537
37	芦屋町	408,901	385,452	426,377
38	水巻町	402,027	395,207	433,052
39	岡垣町	404,243	388,217	429,894
40	遠賀町	396,971	383,694	427,939
41	小竹町	482,978	492,277	456,625
42	鞍手町	396,780	402,081	402,017
43	宮若市	408,085	425,063	452,220
45	桂川町	398,551	401,211	414,364
55	筑前町	381,481	393,073	425,724
57	東峰村	476,014	398,592	381,281
59	糸島市	380,717	376,938	403,838
62	うきは市	410,169	389,509	430,163
66	大刀洗町	394,994	402,699	419,008
68	大木町	448,446	430,395	408,500
73	広川町	402,084	400,867	415,419
76	みやま市	456,368	464,677	472,972
81	香春町	406,257	424,685	424,373
82	添田町	390,670	387,389	464,153
83	福智町	372,034	381,075	414,622
84	糸田町	366,485	399,194	424,314
85	川崎町	366,658	369,933	396,679
88	大任町	410,688	409,804	466,598
89	赤村	379,993	365,904	361,170
90	苅田町	381,363	367,589	400,308
91	みやこ町	418,208	424,928	431,695
94	築上町	451,618	420,680	454,040
95	吉富町	466,683	471,884	501,633
97	上毛町	412,872	418,968	433,360
市町村計		390,154	379,832	405,594

出典：福岡県「国民健康保険事業状況」

図表1-4 令和3年度市町村別1人当たり医療費



● 二次保健医療圏別

順位	医療圏	1人当たり医療費 (円)
1	福岡・糸島	362,661
2	筑紫	388,889
-	県平均	405,594
3	粕屋	407,982
4	久留米	417,229
5	宗像	419,500
6	八女・筑後	421,543
7	飯塚	423,929
8	直方・鞍手	426,056
9	田川	430,475
10	北九州	435,453
11	京築	437,288
12	朝倉	448,845
13	有明	465,419

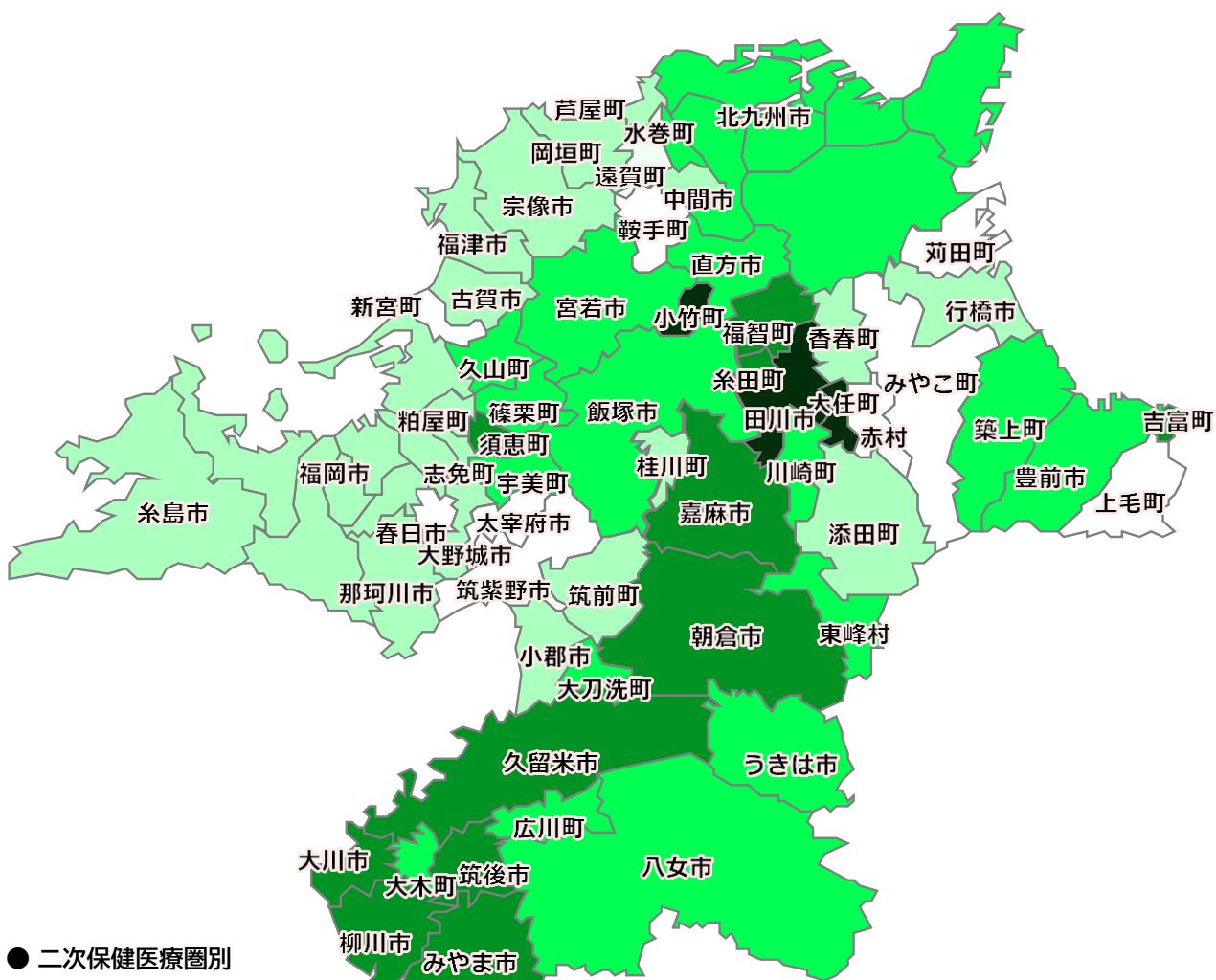
1人当たり医療費	団体数
380千円未満	5団体
380千円以上405千円未満	10団体
405千円以上430千円未満	22団体
430千円以上455千円未満	14団体
455千円以上480千円未満	7団体
480千円以上	2団体

図表1-9 納付金算定における年齢調整後の医療費指数

保険者番号	保険者名	令和3年度 (H29～R 1の3か年平均)	令和4年度 (H30～R 2の3か年平均)	令和5年度 (R 1～R 3の3か年平均)
1	北九州市	1.1139609137	1.0999063547	1.0979846439
2	福岡市	1.0287539120	1.0309308443	1.0289046668
3	大牟田市	1.1781966256	1.1905415172	1.188881238
4	久留米市	1.1068790982	1.1102612900	1.1067613328
5	直方市	1.0932040822	1.0814400706	1.0797254436
6	飯塚市	1.0970141295	1.0747974692	1.0694087674
7	田川市	1.1912724129	1.1730642267	1.1717222231
8	柳川市	1.1535991603	1.1580041063	1.1266754330
9	嘉麻市	1.1302071648	1.1310427651	1.1191820191
10	朝倉市	1.1293870718	1.1226707178	1.1242343375
11	八女市	1.0715243431	1.0927451961	1.0810808296
12	筑後市	1.1297496341	1.1371534531	1.1364724006
13	大川市	1.1489091928	1.1554644256	1.1378533395
14	行橋市	1.0518792816	1.0302843551	1.0357489899
15	豊前市	1.1493863357	1.0973482136	1.0775644408
16	中間市	1.0408111986	1.0253843285	1.0257691605
17	小郡市	1.0539776148	1.0411899260	1.0285075755
18	筑紫野市	1.0371084461	1.0240901177	1.0095630953
19	春日市	0.9768821077	1.0006847068	1.0015873023
20	大野城市	1.0085644446	1.0071658745	1.0134830686
21	太宰府市	0.9863153508	0.9766505972	0.9819244683
22	那珂川市	1.0485587439	1.0476742517	1.0303736129
24	宇美町	1.0953997182	1.0744071687	1.0667968446
25	篠栗町	1.0719992623	1.0631097576	1.0643242056
26	志免町	1.0115568971	1.0351551533	1.0228205453
27	須恵町	1.1834309233	1.1303583120	1.1248939949
28	新宮町	1.0522331231	1.0065556663	0.9939444833
29	古賀市	1.0429190044	1.0409273007	1.0486245612
30	久山町	1.0805420140	1.0589278387	1.0868080741
31	粕屋町	1.0905633743	1.0607004801	1.0497007890
32	宗像市	1.0184997138	1.0091208299	1.0112027820
33	福津市	1.0501909368	1.0484323443	1.0424294318
37	芦屋町	1.0464206348	1.0434302878	1.0472148182
38	水巻町	1.0822239442	1.0699412979	1.0722564625
39	岡垣町	1.0351509369	1.0170096335	1.0121306006
40	遠賀町	1.0106759217	1.0019881087	0.9947925344
41	小竹町	1.1306892443	1.1629942162	1.1721723761
42	鞍手町	0.9657278909	0.9872043798	0.9779507409
43	宮若市	1.1009991762	1.0999298150	1.0924061602
45	桂川町	1.0391126632	1.0435124891	1.0531572707
55	筑前町	1.0325020431	1.0303672330	1.0145697368
57	東峰村	1.1695874769	1.1219299621	1.0660776443
59	糸島市	1.0385732785	1.0451958322	1.0426458256
62	うきは市	1.1009531753	1.0761037572	1.0752977016
66	大刀洗町	1.0728766156	1.0748871272	1.0662071350
68	大木町	1.1906867904	1.1318162607	1.0770414430
73	広川町	1.0718996068	1.0895997735	1.0892037191
76	みやま市	1.1752809610	1.1565056564	1.1454043133
81	香春町	1.0806329918	1.1001789539	1.0599758133
82	添田町	1.0048716102	1.0107070057	1.0307779519
83	福智町	1.0893614160	1.0964451327	1.1023365307
84	糸田町	1.0724683608	1.1019455143	1.1088527203
85	川崎町	1.0594486286	1.0811584065	1.0708445988
88	大任町	1.1537936691	1.1451344896	1.1995495393
89	赤村	1.0515419440	1.0200857496	0.9705840550
90	苅田町	0.9698952818	0.9942646769	0.9961153716
91	みやこ町	1.0325591243	1.0169455893	1.0061036070
94	築上町	1.0628861299	1.0568826813	1.0654246956
95	吉富町	1.1303445166	1.1504850216	1.1414078393
97	上毛町	1.0252344091	0.9834764503	0.9724676692
市町村計		1.0714033103	1.0671279746	1.0634705523

出典：福岡県国保事業費納付金算定より

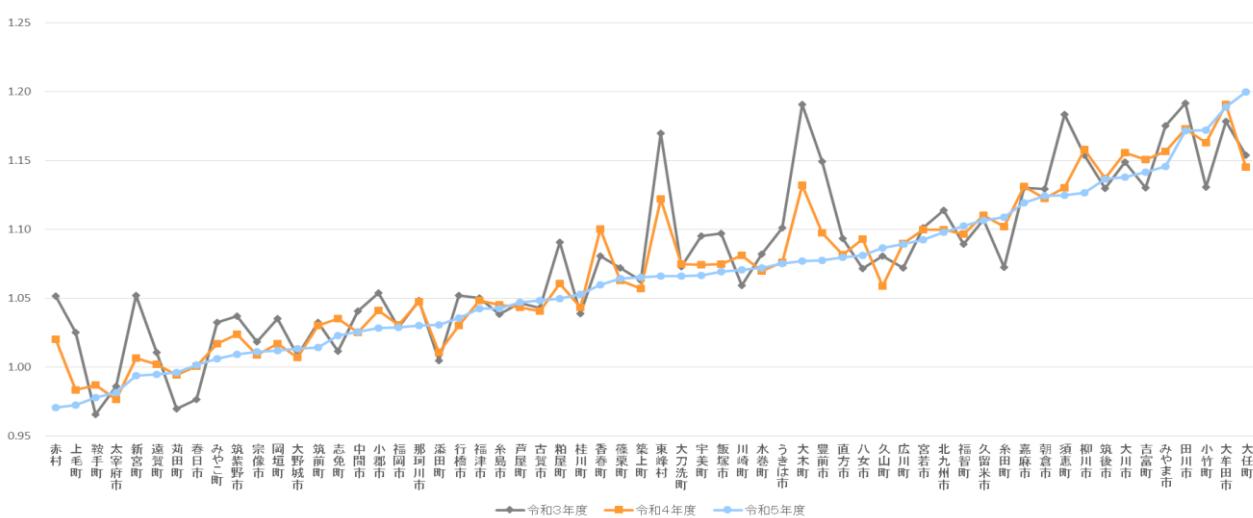
図表1-9 令和5年度納付金算定における年齢調整後の医療費指数（R 1～R 3年度の3か年平均）



● 二次保健医療圏別

順位	医療圏	医療費指数
1	筑紫	1.00242
2	福岡・糸島	1.01849
3	宗像	1.02937
4	京築	1.05074
5	柏原	1.05567
-	県平均	1.06347
6	直方・鞍手	1.07183
7	朝倉	1.08711
8	飯塚	1.09031
9	八女・筑後	1.09432
10	北九州	1.09781
11	久留米	1.09852
12	田川	1.11093
13	有明	1.16753

医療費指数	団体数
1.01未満	10団体
1.01以上 1.06未満	18団体
1.06以上 1.11未満	17団体
1.11以上 1.16未満	11団体
1.16以上	4団体



図表2-1、2-2 国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和3年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（医療分）					
		賦課割合 応能：応益 (%)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	算定方式
1	北九州市	44.83 : 55.17	7.78	0.00	20,910	24,850	3
2	福岡市	50.26 : 49.74	7.72	0.00	21,814	21,574	3
3	大牟田市	47.70 : 52.30	9.30	0.00	19,900	22,400	3
4	久留米市	50.64 : 49.36	9.37	0.00	27,200	22,200	3
5	直方市	48.46 : 51.54	9.45	0.00	22,500	23,300	3
6	飯塚市	43.06 : 56.94	6.80	0.00	21,000	23,000	3
7	田川市	40.18 : 59.82	6.63	0.00	20,915	17,882	3
8	柳川市	49.47 : 50.53	8.50	0.00	29,000	31,000	3
9	嘉麻市	47.40 : 52.60	8.50	30.00	20,000	23,000	4
10	朝倉市	50.89 : 49.11	8.60	0.00	28,000	26,000	3
11	八女市	55.81 : 44.19	8.20	0.00	24,000	24,000	3
12	筑後市	48.44 : 51.56	8.30	0.00	29,000	31,000	3
13	大川市	49.12 : 50.88	8.90	0.00	29,000	32,000	3
14	行橋市	46.76 : 53.24	8.65	0.00	24,900	27,900	3
15	豊前市	43.92 : 56.08	7.30	0.00	21,000	27,000	3
16	中間市	42.32 : 57.68	8.50	0.00	24,500	25,000	3
17	小郡市	49.43 : 50.57	8.10	0.00	25,500	27,000	3
18	筑紫野市	48.80 : 51.20	7.20	0.00	25,000	25,000	3
19	春日市	46.84 : 53.16	7.10	0.00	26,000	26,000	3
20	大野城市	49.83 : 50.17	6.90	0.00	24,000	24,000	3
21	太宰府市	46.84 : 53.16	7.37	0.00	26,500	28,000	3
22	那珂川市	43.83 : 56.17	6.90	0.00	25,000	25,000	3
24	宇美町	46.73 : 53.27	9.05	0.00	28,000	29,000	3
25	篠栗町	44.74 : 55.26	7.80	0.00	28,000	30,000	3
26	志免町	47.77 : 52.23	7.00	0.00	23,000	26,500	3
27	須恵町	46.58 : 53.42	8.40	0.00	27,000	28,000	3
28	新宮町	51.09 : 48.91	7.90	0.00	28,000	30,000	3
29	古賀市	51.50 : 48.50	8.40	0.00	23,400	23,500	3
30	久山町	59.15 : 40.85	8.85	0.00	35,000	0	2
31	柏屋町	50.64 : 49.36	7.52	0.00	26,000	29,000	3
32	宗像市	47.99 : 52.01	7.40	0.00	24,900	24,900	3
33	福津市	48.17 : 51.83	8.00	0.00	26,700	26,700	3
37	芦屋町	49.89 : 50.11	7.60	0.00	20,000	23,000	3
38	水巻町	45.89 : 54.11	8.00	0.00	20,000	27,500	3
39	岡垣町	41.56 : 58.44	6.20	0.00	22,700	26,100	3
40	遠賀町	49.79 : 50.21	7.90	0.00	23,000	23,000	3
41	小竹町	45.37 : 54.63	9.70	0.00	27,000	25,000	3
42	鞍手町	46.89 : 53.11	7.90	0.00	21,000	23,100	3
43	宮若市	50.31 : 49.69	9.20	15.00	22,000	23,500	4
45	桂川町	45.32 : 54.68	8.80	23.00	26,500	27,000	4
55	筑前町	49.89 : 50.11	8.00	0.00	27,000	27,000	3
57	東峰村	51.63 : 48.37	7.70	0.00	20,200	21,200	3
59	糸島市	50.83 : 49.17	8.00	0.00	24,700	20,500	3
62	うきは市	54.21 : 45.79	10.00	7.50	27,000	24,000	4
66	大刀洗町	51.44 : 48.56	8.50	0.00	25,000	25,000	3
68	大木町	54.72 : 45.28	8.50	10.00	27,000	24,000	4
73	広川町	55.23 : 44.77	6.30	29.50	23,000	29,000	4
76	みやま市	47.99 : 52.01	7.61	0.00	27,545	29,236	3
81	香春町	39.98 : 60.02	8.60	0.00	26,900	29,200	3
82	添田町	38.57 : 61.43	7.40	0.00	22,000	25,000	3
83	福智町	35.48 : 64.52	7.20	0.00	24,000	26,000	3
84	糸田町	36.53 : 63.47	8.30	0.00	23,600	24,000	3
85	川崎町	40.33 : 59.67	10.00	0.00	23,000	24,000	3
88	大任町	44.87 : 55.13	10.50	0.00	24,000	27,000	3
89	赤村	47.55 : 52.45	8.50	20.00	19,500	22,500	4
90	苅田町	43.85 : 56.15	7.69	0.00	25,000	28,000	3
91	みやこ町	51.81 : 48.19	7.50	20.00	20,000	20,000	4
94	築上町	50.04 : 49.96	9.00	0.00	21,000	22,000	3
95	吉富町	49.48 : 50.52	7.00	0.00	20,000	20,000	3
97	上毛町	50.28 : 49.72	7.10	0.00	18,500	17,400	3

※賦課限度額：全市町村630,000円(医療分)

※全市町村、7割・5割・2割軽減を実施

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表2-1、2-2 国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和3年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（後期高齢者支援金分）					
		賦課割合 応能：応益 (%)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	算定方式
1	北九州市	44.79 : 55.21	3.03	0.00	7,910	9,400	3
2	福岡市	50.21 : 49.79	3.12	0.00	8,352	8,260	3
3	大牟田市	47.98 : 52.02	2.95	0.00	6,200	7,000	3
4	久留米市	51.34 : 48.66	2.66	0.00	7,500	6,400	3
5	直方市	48.56 : 51.44	3.30	0.00	7,700	8,000	3
6	飯塚市	43.82 : 56.18	2.80	0.00	8,100	8,800	3
7	田川市	36.62 : 63.38	4.74	0.00	15,200	13,400	3
8	柳川市	48.51 : 51.49	2.57	0.00	9,067	9,711	3
9	嘉麻市	55.95 : 44.05	3.50	20.00	6,500	6,500	4
10	朝倉市	52.74 : 47.26	2.90	0.00	8,000	9,000	3
11	八女市	57.71 : 42.29	2.70	0.00	7,300	7,000	3
12	筑後市	51.03 : 48.97	2.60	0.00	8,000	9,000	3
13	大川市	47.38 : 52.62	2.56	0.00	9,000	10,000	3
14	行橋市	42.39 : 57.61	2.49	0.00	8,700	9,400	3
15	豊前市	51.09 : 48.91	3.10	0.00	8,000	6,000	3
16	中間市	44.57 : 55.43	3.00	0.00	8,800	6,300	3
17	小郡市	48.63 : 51.37	2.63	0.00	8,400	9,000	3
18	筑紫野市	48.19 : 51.81	2.10	0.00	7,500	7,500	3
19	春日市	48.77 : 51.23	2.40	0.00	8,000	8,000	3
20	大野城市	50.20 : 49.80	1.70	0.00	6,000	6,000	3
21	太宰府市	47.64 : 52.36	2.47	0.00	8,300	9,200	3
22	那珂川市	43.22 : 56.78	1.70	0.00	6,500	6,500	3
24	宇美町	45.34 : 54.66	2.50	0.00	8,000	9,000	3
25	篠栗町	45.02 : 54.98	2.50	0.00	8,800	9,400	3
26	志免町	45.47 : 54.53	2.50	0.00	9,000	9,500	3
27	須恵町	48.31 : 51.69	2.40	0.00	7,000	8,000	3
28	新宮町	51.12 : 48.88	2.50	0.00	9,000	9,000	3
29	古賀市	49.90 : 50.10	2.90	0.00	8,400	8,500	3
30	久山町	56.82 : 43.18	2.50	0.00	11,000	0	2
31	柏屋町	52.93 : 47.07	2.48	0.00	8,000	8,000	3
32	宗像市	48.23 : 51.77	2.60	0.00	8,500	8,500	3
33	福津市	49.10 : 50.90	2.50	0.00	8,000	8,000	3
37	芦屋町	49.65 : 50.35	2.10	0.00	5,600	6,500	3
38	水巻町	41.00 : 59.00	2.00	0.00	5,000	10,500	3
39	岡垣町	42.38 : 57.62	2.30	0.00	8,000	9,400	3
40	遠賀町	47.51 : 52.49	2.30	0.00	7,200	7,600	3
41	小竹町	47.41 : 52.59	3.30	0.00	9,500	6,000	3
42	鞍手町	46.57 : 53.43	2.90	0.00	7,600	8,600	3
43	宮若市	48.60 : 51.40	3.00	0.00	7,800	6,500	3
45	桂川町	62.81 : 37.19	3.80	12.00	6,000	5,000	4
55	筑前町	51.60 : 48.40	2.70	0.00	8,000	9,000	3
57	東峰村	51.42 : 48.58	2.10	0.00	5,600	5,900	3
59	糸島市	50.57 : 49.43	2.40	0.00	7,500	6,200	3
62	うきは市	52.81 : 47.19	2.70	0.00	8,000	6,000	3
66	大刀洗町	49.83 : 50.17	2.20	0.00	7,000	7,000	3
68	大木町	56.26 : 43.74	2.40	0.00	7,000	6,000	3
73	広川町	53.45 : 46.55	2.60	0.00	8,500	9,300	3
76	みやま市	48.06 : 51.94	2.54	0.00	8,980	9,532	3
81	香春町	39.19 : 60.81	2.50	0.00	8,100	8,800	3
82	添田町	36.12 : 63.88	2.40	0.00	8,500	8,000	3
83	福智町	34.33 : 65.67	2.63	0.00	9,000	10,000	3
84	糸田町	35.11 : 64.89	2.90	0.00	8,800	8,600	3
85	川崎町	25.55 : 74.45	1.80	0.00	7,000	11,000	3
88	大任町	36.94 : 63.06	2.40	0.00	9,000	7,000	3
89	赤村	48.57 : 51.43	3.00	2.00	6,000	7,000	4
90	苅田町	44.00 : 56.00	2.60	0.00	8,400	9,200	3
91	みやこ町	47.30 : 52.70	2.00	5.00	6,000	7,000	4
94	築上町	54.12 : 45.88	3.20	0.00	6,000	7,000	3
95	吉富町	52.66 : 47.34	3.00	0.00	8,000	6,000	3
97	上毛町	49.13 : 50.87	2.90	0.00	7,100	8,300	3

※賦課限度額：全市町村190,000円（後期高齢者支援金分）

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表2-1、2-2 国民健康保険料（税）賦課状況一覧表（令和3年度）

保険者番号	保険者名	基礎賦課額（介護納付金分）					
		賦課割合 応能：応益 (%)	所得割 (%)	資産割 (%)	均等割 (円)	平等割 (円)	算定方式
1	北九州市	43.75 : 56.25	3.22	0.00	9,740	8,580	3
2	福岡市	49.33 : 50.67	3.17	0.00	10,139	7,875	3
3	大牟田市	45.79 : 54.21	3.15	0.00	14,200	0	2
4	久留米市	45.97 : 54.03	2.11	0.00	14,700	0	2
5	直方市	48.24 : 51.76	3.30	0.00	15,300	0	2
6	飯塚市	46.57 : 53.43	2.60	0.00	9,100	6,700	3
7	田川市	37.49 : 62.51	3.17	0.00	13,080	8,400	3
8	柳川市	52.39 : 47.61	2.38	0.00	10,789	8,446	3
9	嘉麻市	36.83 : 63.17	1.50	0.00	10,500	0	2
10	朝倉市	37.51 : 62.49	2.00	0.00	10,000	15,000	3
11	八女市	56.29 : 43.71	2.30	0.00	9,000	7,000	3
12	筑後市	49.82 : 50.18	2.30	0.00	10,000	7,000	3
13	大川市	50.06 : 49.94	2.27	0.00	10,000	9,000	3
14	行橋市	37.11 : 62.89	2.33	0.00	10,500	8,200	3
15	豊前市	44.22 : 55.78	2.10	0.00	9,000	4,000	3
16	中間市	44.65 : 55.35	2.20	0.00	7,000	4,500	3
17	小郡市	45.39 : 54.61	2.40	0.00	10,000	8,000	3
18	筑紫野市	45.84 : 54.16	1.80	0.00	13,000	0	2
19	春日市	48.15 : 51.85	2.20	0.00	15,000	0	2
20	大野城市	46.23 : 53.77	1.30	0.00	11,000	0	2
21	太宰府市	43.51 : 56.49	2.10	0.00	16,200	0	2
22	那珂川市	36.39 : 63.61	1.30	0.00	13,000	0	2
24	宇美町	44.54 : 55.46	2.10	0.00	10,000	7,000	3
25	篠栗町	43.96 : 56.04	2.30	0.00	10,600	8,300	3
26	志免町	46.57 : 53.43	2.30	0.00	10,000	8,000	3
27	須恵町	49.00 : 51.00	2.10	0.00	8,000	7,000	3
28	新宮町	49.57 : 50.43	2.20	0.00	10,000	8,000	3
29	古賀市	50.54 : 49.46	2.40	0.00	13,200	0	2
30	久山町	50.12 : 49.88	1.60	0.00	13,000	0	2
31	柏屋町	50.61 : 49.39	2.21	0.00	10,000	7,000	3
32	宗像市	47.80 : 52.20	2.60	0.00	15,400	0	2
33	福津市	49.37 : 50.63	2.20	0.00	13,100	0	2
37	芦屋町	45.58 : 54.42	1.40	0.00	5,500	4,000	3
38	水巻町	36.87 : 63.13	1.60	0.00	7,000	8,000	3
39	岡垣町	40.40 : 59.60	2.10	0.00	8,700	7,000	3
40	遠賀町	46.31 : 53.69	2.20	0.00	8,500	4,600	3
41	小竹町	49.23 : 50.77	2.60	0.00	8,300	5,600	3
42	鞍手町	48.87 : 51.13	2.10	0.00	7,000	5,400	3
43	宮若市	51.33 : 48.67	3.00	3.19	7,900	5,600	4
45	桂川町	39.22 : 60.78	1.05	7.90	6,600	3,700	4
55	筑前町	56.07 : 43.93	2.10	0.00	9,000	4,000	3
57	東峰村	47.25 : 52.75	1.80	0.00	10,000	2,600	3
59	糸島市	52.02 : 47.98	2.20	0.00	12,700	0	2
62	うきは市	56.66 : 43.34	2.30	0.00	12,000	0	2
66	大刀洗町	46.20 : 53.80	1.80	0.00	14,000	0	2
68	大木町	54.49 : 45.51	2.10	0.00	9,000	5,000	3
73	広川町	55.92 : 44.08	2.20	0.00	10,200	7,500	3
76	みやま市	49.54 : 50.46	2.50	0.00	11,202	8,830	3
81	香春町	35.94 : 64.06	2.10	0.00	9,400	6,900	3
82	添田町	41.41 : 58.59	2.30	0.00	8,000	6,000	3
83	福智町	41.00 : 59.00	2.52	0.00	9,000	7,000	3
84	糸田町	37.87 : 62.13	3.10	0.00	9,200	8,800	3
85	川崎町	38.04 : 61.96	1.60	0.00	6,000	4,000	3
88	大任町	38.96 : 61.04	2.10	0.00	8,000	6,000	3
89	赤村	47.32 : 52.68	3.00	3.00	8,200	6,000	4
90	苅田町	37.91 : 62.09	2.40	0.00	9,200	8,000	3
91	みやこ町	44.24 : 55.76	1.50	5.00	7,000	4,000	4
94	築上町	48.82 : 51.18	3.30	0.00	9,500	4,500	3
95	吉富町	50.71 : 49.29	2.00	0.00	8,000	4,000	3
97	上毛町	43.25 : 56.75	2.00	0.00	7,400	5,300	3

※賦課限度額：全市町村170,000円(介護納付金分)

出典：福岡県「国民健康保険料（税）賦課状況調」

図表3-2 市町村別収納率の推移

保険者番号	保険者名	現年度分						滞納繰越分					
		R1実績(%)	順位	R2実績(%)	順位	R3実績(%)	順位	R1実績(%)	順位	R2実績(%)	順位	R3実績(%)	順位
1	北九州市	92.97%	46	93.19%	48	93.10%	53	17.62%	45	16.97%	50	15.83%	54
2	福岡市	91.17%	56	91.66%	56	92.25%	55	30.73%	8	30.94%	13	29.76%	11
3	大牟田市	93.84%	35	92.91%	51	94.51%	39	15.53%	50	15.45%	55	15.96%	52
4	久留米市	94.69%	23	95.88%	19	95.80%	24	24.89%	22	27.39%	23	22.54%	31
5	直方市	93.29%	43	93.56%	45	93.96%	43	24.49%	25	23.09%	38	19.47%	42
6	飯塚市	94.56%	29	95.75%	21	95.60%	28	15.98%	49	19.27%	48	17.47%	48
7	田川市	91.87%	53	93.31%	47	93.39%	49	30.52%	9	34.77%	8	27.34%	16
8	柳川市	95.36%	14	95.65%	24	95.62%	27	13.39%	57	19.30%	47	14.36%	56
9	嘉麻市	93.43%	40	93.59%	44	93.27%	52	22.60%	32	23.30%	37	21.73%	36
10	朝倉市	95.33%	15	96.04%	17	96.20%	14	21.12%	35	21.90%	41	21.12%	38
11	八女市	95.31%	16	96.24%	13	96.25%	13	26.64%	16	31.70%	9	28.09%	14
12	筑後市	94.28%	31	95.24%	29	94.22%	41	18.76%	42	20.80%	44	18.91%	43
13	大川市	94.09%	33	95.44%	26	95.56%	30	13.79%	54	16.76%	51	17.98%	44
14	行橋市	93.67%	37	93.92%	40	93.80%	44	20.08%	38	21.18%	43	20.47%	39
15	豊前市	94.58%	27	94.60%	35	94.85%	32	12.08%	60	12.03%	59	11.11%	60
16	中間市	94.68%	24	96.09%	16	95.88%	22	24.96%	21	28.59%	16	24.16%	25
17	小郡市	93.34%	42	93.86%	41	94.44%	40	21.30%	34	25.85%	30	24.94%	21
18	筑紫野市	92.91%	47	93.69%	43	94.69%	37	15.30%	52	17.51%	49	17.82%	46
19	春日市	96.55%	5	97.25%	8	97.94%	3	24.82%	23	31.22%	11	40.34%	2
20	大野城市	91.89%	51	93.80%	42	94.71%	36	21.49%	33	27.18%	26	21.74%	35
21	太宰府市	92.07%	50	93.01%	50	93.67%	47	24.30%	27	25.46%	31	22.40%	34
22	那珂川市	93.66%	38	94.35%	38	94.74%	34	17.62%	45	19.86%	45	16.22%	51
24	宇美町	92.90%	48	93.14%	49	94.09%	42	15.39%	51	15.73%	54	13.82%	57
25	篠栗町	92.76%	49	94.84%	34	93.73%	46	22.67%	31	27.74%	20	24.73%	23
26	志免町	91.86%	54	93.43%	46	93.77%	45	12.28%	59	16.45%	53	17.40%	49
27	須恵町	91.59%	55	92.56%	54	93.65%	48	12.71%	58	14.57%	57	15.90%	53
28	新宮町	94.73%	22	94.94%	32	94.83%	33	24.58%	24	27.34%	25	23.30%	28
29	古賀市	95.31%	16	95.97%	18	95.92%	20	25.20%	19	28.55%	17	24.59%	24
30	久山町	97.17%	3	98.87%	1	98.20%	2	31.66%	6	27.94%	19	31.29%	8
31	粕屋町	96.61%	4	97.41%	5	97.22%	6	26.47%	17	27.57%	21	31.29%	8
32	宗像市	96.30%	9	97.33%	6	97.75%	4	38.47%	2	41.80%	3	35.48%	4
33	福津市	95.28%	18	96.13%	15	96.12%	16	31.08%	7	36.77%	5	30.82%	10
37	芦屋町	93.89%	34	94.93%	33	96.02%	18	25.11%	20	36.79%	4	41.20%	1
38	水巻町	94.57%	28	95.72%	22	96.96%	7	33.64%	4	43.33%	2	38.62%	3
39	岡垣町	94.18%	32	95.07%	30	95.63%	26	18.56%	43	24.73%	34	22.60%	30
40	遠賀町	93.15%	45	94.30%	39	95.67%	25	21.05%	36	19.49%	46	19.93%	40
41	小竹町	94.65%	25	91.71%	55	90.08%	59	15.26%	53	21.25%	42	14.92%	55
42	鞍手町	93.43%	40	94.55%	36	94.74%	34	18.92%	41	26.56%	28	27.80%	15
43	宮若市	94.93%	20	95.38%	27	95.81%	23	18.10%	44	24.91%	33	22.46%	32
45	桂川町	95.72%	10	96.96%	9	96.94%	8	25.96%	18	30.08%	14	28.61%	12
55	筑前町	96.44%	8	96.51%	10	96.14%	15	13.79%	54	14.40%	58	12.29%	58
57	東峰村	94.54%	30	97.30%	7	96.00%	19	50.54%	1	54.32%	1	31.97%	7
59	糸島市	97.84%	1	98.49%	2	98.31%	1	35.96%	3	35.89%	7	32.42%	6
62	うきは市	95.67%	11	96.30%	12	96.31%	12	26.70%	15	31.35%	10	22.42%	33
66	大刀洗町	95.19%	19	95.72%	22	95.91%	21	27.78%	12	27.38%	24	24.93%	22
68	大木町	96.51%	6	96.19%	14	96.56%	10	24.49%	25	26.14%	29	25.42%	19
73	広川町	95.39%	13	95.57%	25	95.58%	29	23.49%	29	28.30%	18	25.22%	20
76	みやま市	95.52%	12	95.76%	20	96.04%	17	32.76%	5	36.46%	6	34.28%	5
81	香春町	96.51%	6	97.49%	4	97.44%	5	23.57%	28	31.18%	12	26.03%	18
82	添田町	93.29%	43	94.48%	37	93.35%	50	22.80%	30	24.29%	36	28.17%	13
83	福智町	90.47%	59	89.45%	60	89.73%	60	19.62%	39	23.03%	39	23.89%	27
84	糸田町	91.05%	57	92.69%	52	91.72%	56	16.53%	48	16.47%	52	17.50%	47
85	川崎町	91.88%	52	91.44%	58	91.18%	57	29.56%	10	29.23%	15	24.01%	26
88	大任町	93.45%	39	91.48%	57	90.23%	58	27.00%	14	22.53%	40	26.91%	17
89	赤村	93.73%	36	96.51%	10	96.79%	9	27.64%	13	27.49%	22	19.92%	41
90	苅田町	91.01%	58	92.60%	53	92.98%	54	20.54%	37	24.96%	32	21.63%	37
91	みやこ町	94.89%	21	95.38%	27	95.47%	31	28.46%	11	26.63%	27	23.16%	29
94	築上町	90.26%	60	90.96%	59	93.28%	51	13.71%	56	11.52%	60	11.28%	59
95	吉富町	97.84%	1	97.81%	3	96.43%	11	19.29%	40	24.58%	35	17.93%	45
97	上毛町	94.61%	26	94.95%	31	94.66%	38	16.73%	47	15.29%	56	17.11%	50
市町村計		93.24%		93.83%		94.11%		22.24%		23.82%		22.15%	

図表3-3 市町村別 納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和元年度							
		口座振替			特別徴収			自主納付	
		世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)
1	北九州市	76,416	57.41	95.41	5,406	4.06	89.39	51,271	38.52
2	福岡市	98,259	46.08	96.84	16,227	7.61	100.00	98,751	46.31
3	大牟田市	7,072	42.75	97.12	2,564	15.50	100.00	6,905	41.74
4	久留米市	16,408	34.67	97.05	8,522	18.01	100.00	22,394	47.32
5	直方市	1,905	25.08	97.00	1,938	25.52	100.00	3,752	49.40
6	飯塚市	7,150	41.02	95.49	3,699	21.22	100.00	6,583	37.76
7	田川市	1,168	17.54	93.72	1,595	23.95	99.99	3,897	58.51
8	柳川市	4,250	38.81	95.72	1,945	17.76	100.00	4,757	43.43
9	嘉麻市	1,566	25.65	95.42	1,743	28.55	100.00	2,797	45.81
10	朝倉市	4,267	54.61	99.21	1,291	16.52	100.00	2,256	28.87
11	八女市	4,401	45.81	98.46	1,851	19.27	100.00	3,356	34.93
12	筑後市	3,269	52.49	99.19	1,255	20.15	100.00	1,704	27.36
13	大川市	2,484	51.27	94.21	420	8.67	100.00	1,941	40.06
14	行橋市	2,613	27.14	97.53	2,236	23.22	100.00	4,779	49.64
15	豊前市	1,186	32.73	96.96	970	26.77	100.00	1,468	40.51
16	中間市	2,902	35.42	95.36	1,402	17.11	100.00	3,890	47.47
17	小郡市	3,500	47.50	97.01	560	7.60	100.00	3,308	44.90
18	筑紫野市	5,413	42.98	97.42	1,425	11.31	100.00	5,757	45.71
19	春日市	5,906	43.74	96.95	1,067	7.90	100.00	6,529	48.36
20	大野城市	4,173	37.18	96.28	1,055	9.40	100.00	5,996	53.42
21	太宰府市	3,916	42.63	96.55	1,491	16.23	100.00	3,779	41.14
22	那珂川市	2,424	37.22	96.12	604	9.27	100.00	3,485	53.51
24	宇美町	1,759	37.75	94.44	951	20.41	100.00	1,950	41.85
25	篠栗町	1,594	35.09	94.76	690	15.19	100.00	2,259	49.72
26	志免町	2,216	33.43	96.08	886	13.37	100.00	3,526	53.20
27	須恵町	1,364	38.62	97.64	511	14.47	100.00	1,657	46.91
28	新宮町	1,007	34.63	94.38	537	18.47	100.00	1,364	46.91
29	古賀市	3,379	40.84	97.15	926	11.19	98.16	3,969	47.97
30	久山町	764	75.05	96.25	8	0.79	100.00	246	24.17
31	粕屋町	1,257	27.63	96.43	851	18.70	100.00	2,442	53.67
32	宗像市	8,907	62.20	96.26	829	5.79	100.00	4,585	32.02
33	福津市	3,400	38.33	94.48	1,900	21.42	100.00	3,571	40.25
37	芦屋町	986	38.41	96.94	517	20.14	100.00	1,064	41.45
38	水巻町	1,175	29.32	97.82	962	24.00	100.00	1,871	46.68
39	岡垣町	1,782	41.94	97.78	1,136	26.74	100.00	1,331	31.33
40	遠賀町	878	32.01	97.22	627	22.86	100.00	1,238	45.13
41	小竹町	340	24.11	100.00	287	20.35	100.00	783	55.53
42	鞍手町	885	31.72	99.15	625	22.40	99.72	1,280	45.88
43	宮若市	1,274	33.02	96.52	886	22.97	100.00	1,698	44.01
45	桂川町	532	26.68	97.94	447	22.42	100.00	1,015	50.90
55	筑前町	1,728	38.86	95.18	654	14.71	100.00	2,065	46.44
57	東峰村	173	43.47	93.37	83	20.85	100.00	142	35.68
59	糸島市	5,146	33.57	98.43	3,388	22.10	100.00	6,794	44.32
62	うきは市	2,559	54.63	100.00	238	5.08	100.00	1,887	40.29
66	大刀洗町	990	48.22	94.63	307	14.95	100.00	756	36.82
68	大木町	1,282	74.80	95.83	52	3.03	100.00	380	22.17
73	広川町	1,278	43.38	97.40	679	23.05	100.00	989	33.57
76	みやま市	3,422	52.05	96.15	1,431	21.76	100.00	1,722	26.19
81	香春町	413	25.64	97.72	427	26.51	100.00	771	47.86
82	添田町	290	18.90	91.23	474	30.90	100.00	770	50.20
83	福智町	857	22.06	94.77	778	20.03	100.00	2,250	57.92
84	糸田町	289	24.85	100.00	260	22.36	100.00	614	52.79
85	川崎町	602	23.61	99.56	315	12.35	100.00	1,633	64.04
88	大任町	108	13.85	98.09	154	19.74	100.00	518	66.41
89	赤村	153	28.71	96.31	96	18.01	100.00	284	53.28
90	苅田町	1,556	35.22	99.58	1,036	23.45	100.00	1,826	41.33
91	みやこ町	699	20.94	96.00	807	24.18	100.00	1,832	54.88
94	築上町	603	23.20	96.90	550	21.16	100.00	1,446	55.64
95	吉富町	416	45.87	97.81	231	25.47	100.00	260	28.67
97	上毛町	599	55.57	97.05	107	9.93	100.00	372	34.51
市町村計		317,310	44.40	96.55	84,909	11.88	99.38	312,515	43.72
									64.00

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-3 市町村別 納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和2年度							
		口座振替			特別徴収			自主納付	
		世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)
1	北九州市	75,914	57.27	96.48	5,314	4.01	90.77	51,320	38.72
2	福岡市	100,171	46.72	97.53	16,371	7.63	100.00	97,886	45.65
3	大牟田市	7,087	43.59	97.80	2,534	15.59	100.00	6,637	40.82
4	久留米市	15,681	34.01	99.99	8,891	19.28	100.00	21,541	46.71
5	直方市	1,757	23.69	97.15	1,974	26.61	100.00	3,686	49.70
6	飯塚市	7,076	40.32	97.34	3,878	22.10	100.00	6,595	37.58
7	田川市	1,089	16.41	94.08	1,557	23.47	100.00	3,989	60.12
8	柳川市	4,178	38.35	96.94	2,045	18.77	100.00	4,671	42.88
9	嘉麻市	1,504	24.74	97.24	1,773	29.17	100.00	2,802	46.09
10	朝倉市	4,105	53.37	98.97	1,446	18.80	99.98	2,140	27.82
11	八女市	4,355	45.55	98.98	1,987	20.78	100.00	3,218	33.66
12	筑後市	3,171	50.97	99.48	1,173	18.86	100.00	1,877	30.17
13	大川市	2,477	51.68	95.39	439	9.16	100.00	1,877	39.16
14	行橋市	2,569	26.74	98.21	2,308	24.03	100.00	4,729	49.23
15	豊前市	1,158	32.13	97.70	963	26.72	100.00	1,483	41.15
16	中間市	2,742	43.52	98.16	1,461	23.19	100.00	2,098	33.30
17	小郡市	3,647	48.80	97.46	598	8.00	100.00	3,229	43.20
18	筑紫野市	5,366	42.17	98.31	1,494	11.74	100.00	5,866	46.09
19	春日市	6,026	44.44	97.48	1,067	7.87	100.00	6,468	47.70
20	大野城市	4,190	37.09	97.62	1,062	9.40	100.00	6,046	53.51
21	太宰府市	4,012	43.35	96.19	1,409	15.23	100.00	3,833	41.42
22	那珂川市	2,373	36.15	95.03	653	9.95	100.00	3,538	53.90
24	宇美町	1,707	36.67	96.13	1,042	22.38	100.00	1,906	40.95
25	篠栗町	1,465	32.97	96.07	674	15.17	100.00	2,304	51.86
26	志免町	2,170	31.80	97.64	1,212	17.76	100.00	3,442	50.44
27	須恵町	1,435	40.35	97.67	579	16.28	100.00	1,542	43.36
28	新宮町	982	33.49	95.77	558	19.03	100.00	1,392	47.48
29	古賀市	3,179	39.33	98.40	1,054	13.04	100.00	3,849	47.62
30	久山町	744	73.52	97.95	8	0.79	100.00	260	25.69
31	粕屋町	1,318	28.72	96.49	904	19.70	100.00	2,367	51.58
32	宗像市	9,190	64.64	96.98	762	5.36	100.00	4,266	30.00
33	福津市	3,387	39.17	97.15	1,906	22.04	100.00	3,355	38.80
37	芦屋町	943	40.61	97.27	540	23.26	100.00	839	36.13
38	水巻町	1,145	29.02	98.06	983	24.91	100.00	1,818	46.07
39	岡垣町	1,664	40.41	96.89	1,123	27.27	100.00	1,331	32.32
40	遠賀町	838	30.71	97.84	638	23.38	100.00	1,253	45.91
41	小竹町	365	25.87	99.62	296	20.98	100.00	750	53.15
42	鞍手町	860	31.76	99.71	639	23.60	99.84	1,209	44.65
43	宮若市	1,215	31.77	97.37	928	24.27	100.00	1,681	43.96
45	桂川町	531	25.97	98.52	472	23.08	100.00	1,042	50.95
55	筑前町	1,710	38.56	96.69	668	15.06	100.00	2,057	46.38
57	東峰村	179	44.64	95.01	89	22.19	100.00	133	33.17
59	糸島市	4,916	31.44	98.91	3,477	22.24	100.00	7,241	46.32
62	うきは市	2,493	54.71	100.00	208	4.56	100.00	1,856	40.73
66	大刀洗町	940	45.83	96.47	229	11.17	100.00	882	43.00
68	大木町	1,259	71.74	97.27	43	2.45	100.00	453	25.81
73	広川町	1,279	44.55	97.50	687	23.93	100.00	905	31.52
76	みやま市	3,334	55.52	97.17	1,397	23.26	100.00	1,274	21.22
81	香春町	385	23.90	98.01	404	25.08	100.00	822	51.02
82	添田町	257	17.10	96.38	518	34.46	100.00	728	48.44
83	福智町	846	22.18	97.95	819	21.47	100.00	2,149	56.35
84	糸田町	304	25.10	100.00	268	22.13	100.00	639	52.77
85	川崎町	612	23.94	99.87	317	12.40	100.00	1,627	63.65
88	大任町	100	12.71	98.79	166	21.09	100.00	521	66.20
89	赤村	162	30.11	96.12	93	17.29	100.00	283	52.60
90	苅田町	1,567	35.27	99.78	1,048	23.59	100.00	1,828	41.14
91	みやこ町	743	24.93	97.30	814	27.32	100.00	1,423	47.75
94	築上町	573	22.23	97.33	746	28.94	99.73	1,259	48.84
95	吉富町	386	43.03	98.12	246	27.42	100.00	265	29.54
97	上毛町	582	53.01	96.43	109	9.93	100.00	407	37.07
市町村計		316,413	44.54	97.49	87,061	12.26	99.49	306,887	43.20
									67.52

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-3 市町村別 納付方法別世帯割合と保険料収納率の推移

保険者番号	保険者名	令和3年度							
		口座振替			特別徴収			自主納付	
		世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)	収納率 (%)	世帯数 (世帯)	世帯割合 (%)
1	北九州市	73,384	56.43	96.35	5,315	4.09	89.39	51,351	39.48
2	福岡市	101,047	47.97	97.69	15,710	7.46	100.00	93,876	44.57
3	大牟田市	7,028	43.56	97.60	2,465	15.28	100.00	6,642	41.17
4	久留米市	16,485	35.96	99.99	8,786	19.17	100.00	20,570	44.87
5	直方市	1,815	24.84	96.25	1,986	27.18	100.00	3,505	47.97
6	飯塚市	7,096	40.96	96.79	3,725	21.50	100.00	6,503	37.54
7	田川市	1,080	16.50	94.60	1,468	22.42	100.00	3,999	61.08
8	柳川市	4,066	37.35	97.56	2,024	18.59	100.00	4,795	44.05
9	嘉麻市	1,468	24.56	96.98	1,746	29.21	100.00	2,763	46.23
10	朝倉市	4,153	53.73	99.27	1,414	18.29	100.00	2,163	27.98
11	八女市	4,221	44.49	98.91	2,022	21.31	100.00	3,245	34.20
12	筑後市	3,124	50.67	99.23	1,303	21.14	100.00	1,738	28.19
13	大川市	2,477	53.11	94.63	454	9.73	100.00	1,733	37.16
14	行橋市	2,567	27.49	97.85	2,274	24.35	100.00	4,498	48.16
15	豊前市	1,128	32.12	97.17	961	27.36	100.00	1,423	40.52
16	中間市	2,571	41.92	97.96	1,475	24.05	100.00	2,087	34.03
17	小郡市	3,482	49.10	97.34	539	7.60	100.00	3,071	43.30
18	筑紫野市	5,371	42.14	98.18	1,412	11.08	100.00	5,963	46.78
19	春日市	6,071	45.53	97.37	850	6.38	100.00	6,412	48.09
20	大野城市	4,247	36.71	97.65	1,006	8.70	100.00	6,316	54.59
21	太宰府市	4,075	44.98	96.09	1,202	13.27	100.00	3,782	41.75
22	那珂川市	2,337	36.03	94.63	658	10.14	100.00	3,491	53.82
24	宇美町	1,680	36.26	96.29	1,034	22.32	100.00	1,919	41.42
25	篠栗町	1,442	32.97	96.09	634	14.49	100.00	2,298	52.54
26	志免町	2,100	31.73	97.86	912	13.78	99.70	3,607	54.49
27	須恵町	1,380	39.09	97.77	578	16.37	100.00	1,572	44.53
28	新宮町	1,000	33.57	98.00	554	18.60	100.00	1,425	47.83
29	古賀市	3,213	36.07	97.96	1,234	13.85	100.00	4,461	50.08
30	久山町	743	73.86	97.15	9	0.89	100.00	254	25.25
31	粕屋町	1,342	29.62	97.31	876	19.34	100.00	2,312	51.04
32	宗像市	9,369	64.32	96.63	691	4.74	100.00	4,506	30.94
33	福津市	3,455	39.21	97.16	2,006	22.77	100.00	3,350	38.02
37	芦屋町	947	40.25	97.67	529	22.48	100.00	877	37.27
38	水巻町	1,052	27.44	98.28	1,004	26.19	100.00	1,778	46.37
39	岡垣町	1,642	39.92	98.14	1,108	26.94	100.00	1,363	33.14
40	遠賀町	803	29.97	98.57	628	23.44	100.00	1,248	46.58
41	小竹町	381	27.10	99.96	279	19.84	100.00	746	53.06
42	鞍手町	872	31.86	98.61	646	23.60	99.74	1,219	44.54
43	宮若市	1,215	32.43	97.21	870	23.22	100.00	1,662	44.36
45	桂川町	524	26.00	96.91	490	24.32	100.00	1,001	49.68
55	筑前町	1,669	37.40	97.04	689	15.44	100.00	2,104	47.15
57	東峰村	181	46.41	93.46	90	23.08	100.00	119	30.51
59	糸島市	4,925	32.10	98.97	3,480	22.68	100.00	6,936	45.21
62	うきは市	2,370	55.69	100.00	114	2.68	100.00	1,772	41.64
66	大刀洗町	907	44.22	95.55	237	11.56	100.00	907	44.22
68	大木町	1,328	66.63	99.63	42	2.11	100.00	623	31.26
73	広川町	1,250	43.33	97.42	721	24.99	100.00	914	31.68
76	みやま市	3,318	55.14	96.97	1,387	23.05	100.00	1,312	21.80
81	香春町	378	23.58	99.82	399	24.89	100.00	826	51.53
82	添田町	261	17.76	97.36	497	33.81	100.00	712	48.44
83	福智町	863	22.35	96.05	819	21.21	100.00	2,180	56.45
84	糸田町	306	26.09	100.00	257	21.91	100.00	610	52.00
85	川崎町	657	26.43	98.40	328	13.19	100.00	1,501	60.38
88	大任町	121	15.55	97.27	147	18.89	100.00	510	65.55
89	赤村	136	26.00	91.62	78	14.91	100.00	309	59.08
90	苅田町	1,551	35.69	99.87	1,032	23.75	100.00	1,763	40.57
91	みやこ町	754	22.70	97.28	907	27.30	100.00	1,661	50.00
94	築上町	562	22.56	97.79	775	31.11	100.00	1,154	46.33
95	吉富町	362	41.23	97.82	249	28.36	100.00	267	30.41
97	上毛町	596	54.58	96.09	117	10.71	100.00	379	34.71
市町村計		314,948	44.85	97.50	85,242	12.14	99.42	302,083	43.01
									69.32

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」

図表3-4 市町村別滞納世帯割合の推移（各年度 6月 1日現在）

保険者番号	保険者名	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
		世帯数	滞納世帯数	割合(%)	世帯数	滞納世帯数	割合(%)	世帯数	滞納世帯数	割合(%)
1	北九州市	157,268	16,512	10.50%	133,097	12,790	9.61%	132,552	11,389	8.59%
2	福岡市	216,095	32,223	14.91%	216,566	33,914	15.66%	217,137	30,975	14.27%
3	大牟田市	17,307	1,730	10.00%	17,039	1,644	9.65%	16,946	1,621	9.57%
4	久留米市	41,462	4,762	11.49%	40,937	6,839	16.71%	40,697	3,605	8.86%
5	直方市	7,728	1,496	19.36%	7,604	911	11.98%	7,589	1,075	14.17%
6	飯塚市	17,849	1,181	6.62%	17,680	1,106	6.26%	17,695	947	5.35%
7	田川市	6,896	615	8.92%	6,730	740	11.00%	6,705	628	9.37%
8	柳川市	9,525	773	8.12%	9,428	588	6.24%	9,353	495	5.29%
9	嘉麻市	6,278	734	11.69%	6,177	1,094	17.71%	6,122	1,025	16.74%
10	朝倉市	7,692	528	6.86%	7,587	564	7.43%	7,560	460	6.08%
11	八女市	9,815	383	3.90%	9,663	404	4.18%	9,669	331	3.42%
12	筑後市	6,375	364	5.71%	6,293	311	4.94%	6,313	264	4.18%
13	大川市	4,957	437	8.82%	4,889	526	10.76%	4,832	390	8.07%
14	行橋市	9,670	928	9.60%	9,601	937	9.76%	9,546	837	8.77%
15	豊前市	3,746	240	6.41%	3,693	190	5.14%	3,647	237	6.50%
16	中間市	6,765	435	6.43%	6,696	511	7.63%	6,581	391	5.94%
17	小郡市	7,459	1,459	19.56%	7,401	1,527	20.63%	7,417	1,441	19.43%
18	筑紫野市	12,821	763	5.95%	12,796	759	5.93%	12,955	667	5.15%
19	春日市	13,741	723	5.26%	13,668	1,208	8.84%	13,716	904	6.59%
20	大野城市	11,762	2,675	22.74%	11,798	2,453	20.79%	11,750	2,525	21.49%
21	太宰府市	9,519	948	9.96%	9,359	926	9.89%	9,304	804	8.64%
22	那珂川市	6,599	1,308	19.82%	6,586	1,242	18.86%	6,629	1,114	16.80%
24	宇美町	4,842	335	6.92%	4,792	292	6.09%	4,856	946	19.48%
25	篠栗町	3,671	271	7.38%	3,639	133	3.65%	3,567	256	7.18%
26	志免町	5,624	850	15.11%	5,568	815	14.64%	5,627	671	11.92%
27	須恵町	3,662	475	12.97%	3,564	457	12.82%	3,594	402	11.19%
28	新宮町	3,004	596	19.84%	3,036	296	9.75%	3,081	260	8.44%
29	古賀市	7,466	717	9.60%	7,371	613	8.32%	7,385	897	12.15%
30	久山町	1,058	41	3.88%	1,027	37	3.60%	1,644	28	1.70%
31	粕屋町	4,710	238	5.05%	4,615	187	4.05%	4,644	132	2.84%
32	宗像市	12,697	676	5.32%	12,641	650	5.14%	12,694	547	4.31%
33	福津市	8,353	155	1.86%	8,333	143	1.72%	8,327	120	1.44%
37	芦屋町	1,950	123	6.31%	1,932	185	9.58%	1,924	165	8.58%
38	水巻町	4,193	485	11.57%	4,170	441	10.58%	4,135	382	9.24%
39	岡垣町	4,288	485	11.31%	4,209	357	8.48%	4,218	339	8.04%
40	遠賀町	2,861	186	6.50%	2,785	135	4.85%	2,785	127	4.56%
41	小竹町	1,179	96	8.14%	1,183	90	7.61%	1,172	110	9.39%
42	鞍手町	2,454	116	4.73%	2,402	94	3.91%	2,430	62	2.55%
43	宮若市	3,964	866	21.85%	3,884	658	16.94%	3,881	326	8.40%
45	桂川町	2,085	199	9.54%	2,050	150	7.32%	2,031	120	5.91%
55	筑前町	3,923	292	7.44%	3,937	279	7.09%	3,955	270	6.83%
57	東峰村	338	17	5.03%	345	19	5.51%	337	11	3.26%
59	糸島市	15,649	231	1.48%	15,560	182	1.17%	15,828	171	1.08%
62	うきは市	4,345	349	8.03%	4,277	359	8.39%	4,256	293	6.88%
66	大刀洗町	2,048	147	7.18%	2,036	160	7.86%	2,046	125	6.11%
68	大木町	1,761	223	12.66%	1,755	192	10.94%	1,781	181	10.16%
73	広川町	2,629	199	7.57%	2,605	187	7.18%	2,610	191	7.32%
76	みやま市	5,705	88	1.54%	5,656	105	1.86%	5,617	86	1.53%
81	香春町	1,649	92	5.58%	1,616	112	6.93%	1,650	100	6.06%
82	添田町	1,601	65	4.06%	1,562	58	3.71%	1,517	53	3.49%
83	福智町	3,497	495	14.15%	3,302	408	12.36%	3,473	429	12.35%
84	糸田町	1,346	214	15.90%	1,346	183	13.60%	1,352	156	11.54%
85	川崎町	2,615	371	14.19%	2,550	369	14.47%	2,556	259	10.13%
88	大任町	792	175	22.10%	781	149	19.08%	805	199	24.72%
89	赤村	547	36	6.58%	547	30	5.48%	536	35	6.53%
90	苅田町	4,534	319	7.04%	4,479	648	14.47%	4,437	459	10.34%
91	みやこ町	3,064	224	7.31%	3,029	204	6.73%	2,996	194	6.48%
94	築上町	2,711	121	4.46%	2,643	297	11.24%	2,612	304	11.64%
95	吉富町	939	79	8.41%	895	48	5.36%	896	47	5.25%
97	上毛町	1,100	74	6.73%	1,104	62	5.62%	1,112	70	6.29%
市町村計		730,183	81,938	11.22%	702,514	80,968	11.53%	703,082	71,648	10.19%

出典：厚生労働省「予算関係等資料」

図表4-2 市町村別レセプト内容点検効率の状況の推移

保険者番号	保険者名	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
		1人当たり 内容点検 効果額(円)	内容点検 効率率 (%)	1人当たり 内容点検 効果額(円)	内容点検 効率率 (%)	1人当たり 内容点検 効果額(円)	内容点検 効率率 (%)
1	北九州市	537	0.15	526	0.15	563	0.15
2	福岡市	482	0.17	479	0.17	449	0.15
3	大牟田市	467	0.12	587	0.15	510	0.12
4	久留米市	530	0.16	869	0.26	1,033	0.30
5	直方市	445	0.13	514	0.15	778	0.22
6	飯塚市	1,012	0.30	1,052	0.31	1,406	0.38
7	田川市	331	0.09	672	0.19	1,948	0.50
8	柳川市	1,295	0.36	899	0.26	1,419	0.39
9	嘉麻市	201	0.06	300	0.08	149	0.04
10	朝倉市	342	0.10	343	0.09	458	0.11
11	八女市	681	0.20	874	0.26	2,022	0.59
12	筑後市	405	0.12	390	0.11	643	0.17
13	大川市	545	0.15	618	0.18	886	0.23
14	行橋市	474	0.14	337	0.10	130	0.04
15	豊前市	471	0.12	455	0.12	349	0.09
16	中間市	571	0.18	895	0.28	779	0.23
17	小郡市	831	0.25	695	0.21	925	0.27
18	筑紫野市	466	0.14	282	0.09	306	0.09
19	春日市	505	0.17	667	0.23	409	0.13
20	大野城市	199	0.07	394	0.13	325	0.10
21	太宰府市	665	0.21	358	0.12	399	0.12
22	那珂川市	380	0.12	301	0.10	294	0.09
24	宇美町	521	0.16	369	0.11	560	0.15
25	篠栗町	533	0.16	443	0.14	397	0.12
26	志免町	891	0.31	461	0.16	358	0.12
27	須恵町	430	0.12	520	0.15	468	0.13
28	新宮町	486	0.15	278	0.10	252	0.08
29	古賀市	1,028	0.29	485	0.14	538	0.15
30	久山町	417	0.12	626	0.19	1,961	0.52
31	粕屋町	518	0.17	661	0.23	763	0.24
32	宗像市	988	0.29	1,297	0.39	1,491	0.43
33	福津市	339	0.10	391	0.12	1,022	0.29
37	芦屋町	822	0.25	785	0.25	2,160	0.59
38	水巻町	607	0.18	739	0.22	968	0.27
39	岡垣町	694	0.20	692	0.21	629	0.17
40	遠賀町	636	0.19	664	0.21	794	0.22
41	小竹町	746	0.18	848	0.19	878	0.23
42	鞍手町	667	0.21	620	0.18	836	0.25
43	宮若市	283	0.08	428	0.12	513	0.13
45	桂川町	285	0.09	416	0.12	334	0.10
55	筑前町	821	0.26	729	0.22	1,103	0.31
57	東峰村	2,192	0.53	1,614	0.45	489	0.15
59	糸島市	432	0.14	591	0.19	493	0.15
62	うきは市	1,024	0.30	1,469	0.44	1,104	0.30
66	大刀洗町	369	0.12	259	0.08	335	0.10
68	大木町	790	0.21	769	0.21	533	0.16
73	広川町	757	0.23	580	0.17	2,293	0.66
76	みやま市	436	0.11	395	0.10	978	0.25
81	香春町	1,757	0.51	478	0.13	355	0.10
82	添田町	397	0.12	316	0.10	365	0.09
83	福智町	611	0.19	748	0.23	2,359	0.66
84	糸田町	356	0.12	564	0.17	457	0.13
85	川崎町	307	0.10	386	0.12	227	0.07
88	大任町	396	0.11	412	0.12	309	0.08
89	赤村	202	0.06	451	0.15	915	0.31
90	苅田町	501	0.16	324	0.11	328	0.10
91	みやこ町	569	0.16	471	0.13	388	0.10
94	築上町	310	0.08	343	0.10	441	0.11
95	吉富町	1,065	0.27	305	0.07	769	0.18
97	上毛町	219	0.06	264	0.07	316	0.09
市町村計		548	0.17	569	0.18	660	0.19

出典：厚生労働省「国民健康保険事業の実施状況報告」